

「持分なし医療法人」への 移行に関する手引書

～移行促進税制を中心として～

平成28年9月改訂

厚生労働省医政局医療経営支援課

目 次

はじめに

第1章 「持分なし医療法人」への移行促進策

第1節 持分なし医療法人への移行促進策の概要と支援	4
---------------------------	---

第2章 移行計画の認定制度

第1節 持分なし医療法人への移行の検討	5
第2節 移行計画の認定	6
第3節 移行計画の変更認定	7
第4節 移行計画の認定取消	7
第5節 実施状況報告	8
第6節 持分なし医療法人への移行完了	9
【図】認定制度の流れ	10
【図】移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ	10
第7節 提出書類への記載方法	11
【記載例】移行計画認定申請書(附則様式第1)	11
【記載例】移行計画(附則様式第2)	12
【記載例】出資者名簿(附則様式第3)	15
【記載例】事務担当者連絡先(別紙1)	16
【記載例】移行計画変更認定申請書(附則様式第4)	17
【記載例】実施状況報告書(附則様式第5)	18
【記載例】出資持分の状況報告書(附則様式第6)	19
【定款例】認定医療法人	21
【定款例】持分なし医療法人	26

第3章 相続税・贈与税の納税猶予等の税制措置について

第1節 相続税の納税猶予等	34
第2節 贈与税の納税猶予等	34
第3節 納税猶予等の手続き	34
第4節 猶予税額免除の手続き	35
第5節 税額計算の具体例	35
第6節 基金拠出型医療法人へ移行した場合の猶予税額の取り扱い	36
第7節 持分を放棄しなかった場合の猶予税額の取り扱い	37
第8節 放棄申出書等	37
【記載例】出資持分の放棄申出書(附則様式第7)	38

第4章	融資制度について	
第1節	新たな経営安定化資金	39
第2節	貸付限度額等	39
第3節	貸付条件	39
第4節	審査	39
第5章	その他	
第1節	持分なし医療法人への移行促進策の事前準備	40
第2節	持分なし医療法人へ移行した場合の医療法人の課税関係	40
第3節	基金拠出型医療法人へ移行した場合の出資者の課税関係	40
	【参考】法人の贈与税の非課税基準について	41
	【参考】国税（相続税・贈与税等）に関する相談について	42
	【参考】持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集	43
第4節	申請・相談窓口	46
	【巻末資料】持分なし医療法人への円滑な移行マニュアル改訂版（抄）	

はじめに

はじめに、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を促進する意義について、説明します。

◆持分とは

まず、「持分」の定義についてです。皆さんも「出資持分」、「持分」、「出資金」、「出資」等の様々な呼称で議論されていると思います。平成 26 年の医療法改正により、「持分」とは、「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」と定義されています。

◆持分あり医療法人とは

社団たる医療法人であって、その定款にこの持分に関する規定（例：社員資格を喪失した場合の持分の払戻に関する規定、解散時の残余財産の持分に応じた分配に関する規定）を設けている医療法人を持分あり医療法人と呼んでいます。一方、その定款に持分に関する規定を持たず、現に持分が一切存在しないものを持分なし医療法人と呼んでいます。

平成 18 年の医療法改正により、非営利性の徹底と地域医療の安定性の確保のため、持分あり医療法人の新規設立は認められなくなりました。一方、法施行以前に設立されていた既存の持分あり医療法人については、当分の間存続する旨の経過措置がとられており、持分あり医療法人は「経過措置医療法人」とも呼ばれています。

◆持分によるリスク

持分あり医療法人においては、定款の規定に基づいて、社員から退社に伴い持分の払戻を請求される、または社員が亡くなった場合にその相続人から持分の払戻を請求される可能性があります。

医療法人の財務状況によっては、持分の評価額が巨額に上る可能性もあり、その払戻請求は当該医療法人が医業を継続する上で大きなリスクとなり得ます。

このような持分によるリスクを回避するために、持分なし医療法人への移行をご検討いただきたいと思います。

※持分あり医療法人のリスクなどについては、巻末の「持分なし医療法人への円滑な移行マニュアル改訂版（抄）」をご参照ください。

◆移行促進策

持分なし医療法人への移行については、定款を変更し、持分を消滅させること（放棄、払戻）で移行することができますが、現在、医療法人の任意の選択を前提として、持分なし医療法人への移行について計画的な取組を行う医療法人を、国が認定し、税制優遇等の支援を行う移行促進策を講じています。

本手引書は、持分なし医療法人への移行促進策について説明するものです。

第1章 「持分なし医療法人」への移行促進策

ここでは、持分なし医療法人への移行促進策の概要について説明します。

第1節 持分なし医療法人への移行促進策の概要と支援

1 概要

医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分払戻などにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し医療を継続して安定的に提供していけるようにするため、医療法人の任意の選択を前提としつつ、以下のような移行促進策を講じました。

2 移行計画の認定制度

移行について計画的な取組を行う医療法人を、国が認定する仕組みを導入することとし、この仕組みを法律に位置づけました。

移行計画の認定制度の実施期間は、法律の施行日である平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間です。

3 移行計画の認定を受けた医療法人への支援

①税制措置

相続人が持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が相続税の申告期限までに移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、その持分に対応する相続税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、持分の全てを放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

また、移行計画の認定を受けた医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者に贈与税が課される場合、その放棄により受けた経済的利益に対応する贈与税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

※持分なし医療法人に移行した際、相続税法第66条第4項の規定により、医療法人に対して贈与税が課される場合があることについては、従来どおりです。

P. 40の第5章第2節及びP. 41「持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について（法人の贈与税の非課税基準について）」を参照してください。

②融資制度

持分の払戻が生じ、資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸付けを受けることができます。

第2章 移行計画の認定制度

第1章に記載した移行計画の認定制度について、具体的な手続きの流れなどを整理します。

第1節 持分なし医療法人への移行の検討

1 持分なし医療法人への移行について

第1章 第1節の「1 概要」にも記載したとおり、「持分なし医療法人」への移行促進策は、医療法人の任意の選択によるものであり、移行を強制するものではありません。

また、持分なし医療法人への移行にあたって、必ずしも移行計画の認定制度を利用しなければならないものではありません。医療法人内で持分なし医療法人への移行について検討した結果、相続税・贈与税や持分払戻の問題がないのであれば、移行計画の認定は受けずに、従来どおり定款変更によって持分なし医療法人へ移行することもできます。

2 事前準備

持分なし医療法人への移行を検討される場合、十分に時間をかけて事前準備を行うことが、スムーズな移行への鍵となります。

STEP1 医療法人内での検討体制の整備

- ①移行検討委員会等の立ち上げ
- ②担当理事の選任 等

STEP2 持分なし医療法人への移行についての検討

- ①移行を予定する持分なし医療法人の法人類型(社会医療法人、特定医療法人、基金拠出型医療法人、その他の持分なし医療法人)の検討
- ②公認会計士、税理士、コンサルティング会社等を交えた各種シミュレーションの実施
 - ・法人資産の評価
 - ・移行する場合、しない場合の税制面等のメリット・デメリットの検討
 - ・移行スケジュールの策定 等

※社会医療法人に移行する場合は実績要件等の基準を満たす必要があること、特定医療法人に移行する場合には国税庁の審査をクリアする必要があることなど、基金拠出型医療法人やその他の持分なし医療法人に移行する以上に、移行のハードルは高くなりますので、準備期間も含めて無理のない移行スケジュールを策定するようにしてください。

また、移行計画の認定は1回限りです。認定後に取消となることがないように、十分検討した上で申請してください。

STEP3 医療法人関係者への事前説明

- ①出資者への持分なし医療法人への移行に関する事前説明と持分放棄の意向確認

第2節 移行計画の認定

1 移行計画の認定について

持分なし医療法人への移行を希望される医療法人で、税制措置や融資制度を利用される場合は、以下の手続きが必要になります。

- ①移行計画の申請
- ②移行計画の認定を受けた旨を記載した定款への変更

2 手続きのステップ

STEP1 移行計画の申請

- ①移行計画の申請について、社員総会で議決を得る。
※STEP2 の定款変更についても同時に議決を得る。
- ②厚生労働大臣あてに移行計画の申請を行う。
※都道府県は経由せず、直接厚生労働省に提出してください。
- ③申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。
 - ・移行計画認定申請書（附則様式第1）
 - ・移行計画（附則様式第2）
 - ・出資者名簿（附則様式第3）
 - ・定款（案）（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び新旧対照表
 - ・社員総会の議事録（原本謄写）
 - ・直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。）の貸借対照表及び損益計算書
※移行計画については、税制措置を受ける場合に、P. 34の「第3章 第3節 STEP1」の「③認定移行計画の写し」として提出する必要がありますので、理事長印を押印した移行計画の写しを保存しておいてください。
- ④その他
移行計画の認定にあたって、事務を円滑に進めるため、事務担当者の連絡先等について、別紙1を併せて提出してください。

STEP2 定款変更

- ①移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について、社員総会で議決を得る。
※STEP1 の移行計画の申請の議決と同時に社員総会の議決を得る。
- ②厚生労働省から移行計画の認定通知書を受理したら、速やかに都道府県知事あてに定款変更の申請を行う。
- ③定款変更の申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。
 - ・定款（案）（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記

載したもの) 及び新旧対照表

- ・ 社員総会の議事録
- ・ 移行計画の認定通知書の写し

④定款変更の認可を受けた場合は、厚生労働大臣あてに報告する必要があります。

詳しくは、次ページの「第5節 実施状況報告」で説明します。

※定款の作成にあたっては、P. 21の「認定医療法人の定款例」を参考としてください。

第3節 移行計画の変更認定

1 移行計画の変更認定について

以下の理由により、移行計画の内容に変更が生じた場合には、移行計画の変更認定が必要となります。

- ①移行期間中に認定医療法人が他の持分あり医療法人と合併し、持分あり医療法人として存続法人となった場合。
- ②移行計画の認定時には、融資制度の利用見込みを「無」としていたものの、融資制度の利用見込みが生じた場合。

2 手続きのステップ

STEP1 移行計画の変更について、社員総会で議決を得る。

STEP2 厚生労働大臣あてに移行計画の変更認定申請を行う。

※合併により移行計画を変更する場合は、合併後に申請する。

STEP3 変更認定申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。

- ・ 移行計画変更認定申請書（附則様式第4）
- ・ 変更後の移行計画（附則様式第2）
- ・ 移行計画の認定通知書の写し
- ・ 変更前の移行計画（附則様式第2）の写し
- ・ 社員総会の議事録（原本謄写）
- ・ 合併に伴い移行計画を変更する場合は、上記の書類に加えて、出資者名簿（附則様式第3）、定款（合併後のもの）、定款変更認可書の写し、医療法人合併認可書の写し及び他の医療法人と合併したことを証明できる書類（社員総会の議事録、合併協議会の議事録等）

第4節 移行計画の認定取消

1 移行計画の認定取消について

以下の場合には、移行計画の認定が取り消されます。

- ①持分なし医療法人への移行に向けた取組を行っていないとき。
- ②移行計画の認定を受けた日から3ヶ月以内に、移行計画の認定を受けた旨の定款変更の認可を受けなかったとき

- ③認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。
- ④認定医療法人が他の医療法人と合併し、消滅したとき。
- ⑤移行計画が、偽りその他の不正行為により作成されたことが判明したとき。
- ⑥認定医療法人が、移行計画の変更について、厚生労働大臣の認定を受けなかったとき。
- ⑦移行計画の実施状況について、厚生労働大臣に報告しなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑧移行計画の認定から移行期限（3年を上限）までに持分なし医療法人に移行できなかったとき。

2 解散、合併に関する事実確認について

1の③、④に該当するときは、解散前又は合併前に以下の書類の提出をお願いします。

- ・解散による場合は、医療法人の解散を証明できる書類（社員総会の議事録等）
- ・合併により消滅する場合は、他の医療法人と合併することを証明できる書類（社員総会の議事録、合併協議会の議事録等）

第5節 実施状況報告

1 実施状況報告について

認定医療法人となった場合、厚生労働大臣に対して以下の実施状況報告が必要となります。

- ①移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更について、都道府県知事の認可を受けた場合。
（施行規則附則第60条第2項関係）
- ②認定を受けてから2年間、認定を受けた日から1年を経過するごとの、持分なし医療法人への移行の進捗状況。
（施行規則附則第60条第1項関係）
- ③放棄、払戻、譲渡、相続、贈与などにより、持分の処分が生じた場合。
（施行規則附則第60条第3項関係）
※租税特別措置法の規定により、納税猶予の特例適用者が死亡した場合には、相続人が権利を承継することから、その場合も実施状況報告をしてください。
- ④持分なし医療法人への移行の定款変更について、都道府県知事の認可を受けた場合。
（施行規則附則第60条第2項関係）
※④の場合については、次の第6節で説明します。

2 報告のステップ

STEP1 1の①～③の状況が生じてから3ヶ月以内に、厚生労働大臣あてに実施状況報告を行う。

STEP2 実施状況報告にあたっての必要書類は以下のとおりです。

・実施状況報告書（附則様式第5）

※1①の場合は、以下の書類も必要です。

- ・定款および新旧対照表
- ・定款変更の認可書の写し

※1③の場合は、以下の書類も必要です。

- ・出資者名簿（附則様式第3）
- ・出資持分の状況報告書（附則様式第6）
- ・出資持分の放棄申出書（附則様式第7）の写し・・・持分の放棄があった場合のみ提出してください。

第6節 持分なし医療法人への移行完了

1 移行完了へ向けた手続き

持分なし医療法人への移行を完了させるために、以下の手続きが必要になります。

- ①都道府県知事あてに持分なし医療法人への定款変更の申請
- ②厚生労働大臣あてに移行完了報告

2 手続きのステップ

STEP1 移行完了のための定款変更の申請

①持分なし医療法人への移行のための定款変更について、社員総会で議決を得る。

※定款の作成にあたっては、P. 26の「持分なし医療法人の定款例」を参考としてください。

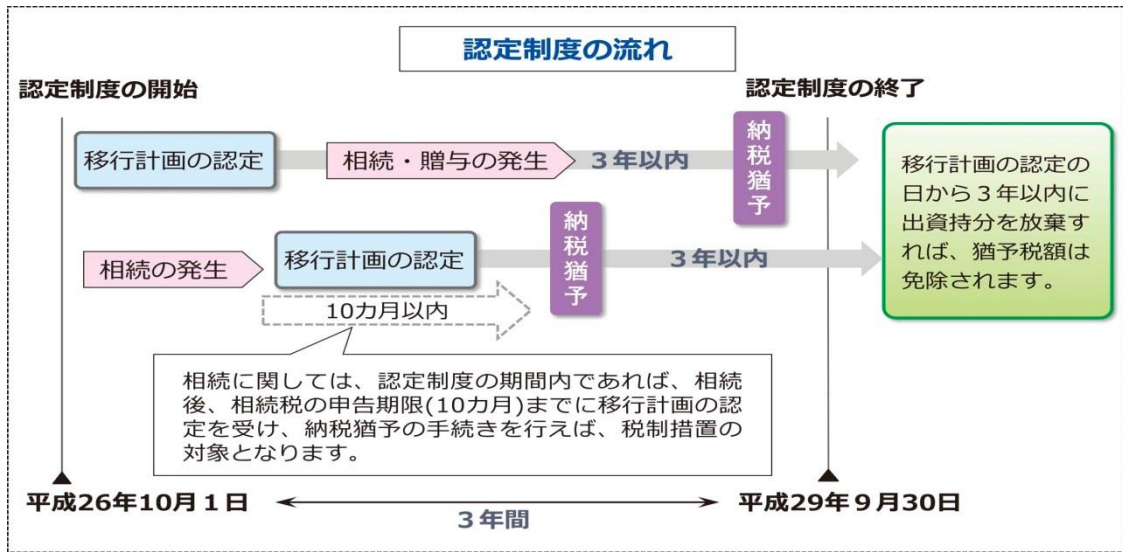
- ②都道府県知事あてに定款変更の申請を行う。
- ③申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。
 - ・定款（案）及び新旧対照表
 - ・社員総会の議事録

STEP2 持分なし医療法人への移行完了報告

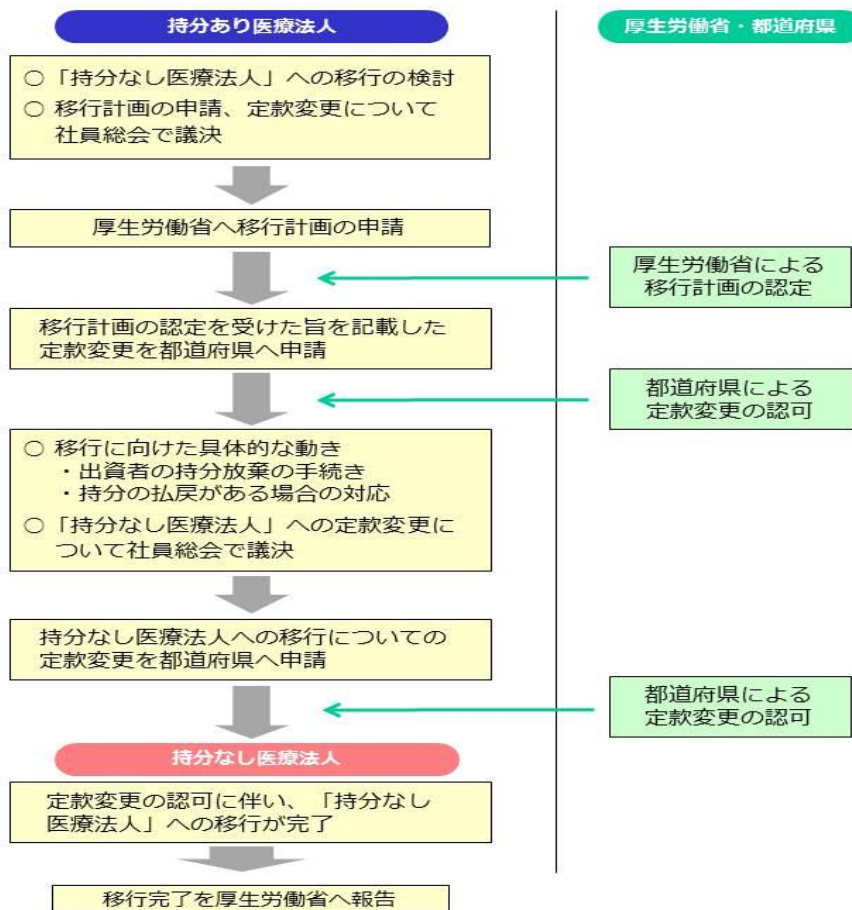
①持分なし医療法人への移行の定款変更について、都道府県知事の認可を受けてから3ヶ月以内に、厚生労働大臣あてに実施状況報告書（附則様式第5）を提出する。

②報告にあたっての必要書類は以下のとおりです。

- ・出資持分の状況報告書（附則様式第6）
- ・都道府県知事の定款変更認可書の写し
- ・定款及び新旧対照表
- ・社員総会の議事録（原本謄写）



移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ



【参考】平成26年10月からの1年間における移行計画の認定事務の平均処理期間は、申請（受理）から認定まで、およそ3週間（土日含む）です。

第7節 提出書類への記載方法

第2～6節に係る各種書類の記載方法については、以下の【記載例】を参考としてください。

附則様式第1（附則第56条第1項関係）

移行計画認定申請書

平成27年10月 1日

厚生労働大臣 殿

医療法人の理事長印を
押印してください。

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1

法人名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の3第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 法人の設立年月日 昭和60年 4月 1日

2 法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設名等

医療機関等の名称	所在地
○○病院	東京都千代田区□□1-1-1
□□診療所	東京都千代田区□□1-1-2
介護老人保健施設 △△苑	東京都千代田区□□1-1-3

3 現在の法人類型

() イ 出資額限度法人

(○) ロ 出資額限度法人以外の医療法人

移行計画

平成27年10月 1日

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1

法人名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

印

記

1 移行しようとする法人類型

- () イ 社会医療法人
- () ロ 特定医療法人
- (○) ハ 基金拠出型医療法人
- () ニ イからハマまでに掲げる医療法人以外の医療法人

医療法人の理事長印を
押印してください。

2 移行に向けた取組の内容

- ・平成26年10月～
移行検討委員会の立ち上げ
法人資産と各出資者の持分の算定
移行のメリット・デメリットについての検討 等
相続税、贈与税等の試算
出資者への移行の説明と持分放棄の意向確認
- ・平成27年 8月
社員総会の開催：移行計画の申請、移行計画の認定を受けた認定医療法人である
旨を記載した定款への変更について議決
- ・平成27年10月
移行計画の申請
定款変更の申請
- ・平成28年 1月～
出資者への持分放棄の調整
出資持分払戻の資金調達の検討
- ・平成28年 7月
経営安定化資金の申請
- ・平成30年 6月
社員総会の開催：持分なし医療法人への移行について議決
- ・平成30年 7月
定款変更の申請
- ・平成30年 9月
持分なし医療法人への移行完了

できるだけ具体的に記
載してください。

3 移行に向けた検討の体制

・移行検討委員会

社員（理事を含む）5名および顧問税理士、顧問弁護士の7名で構成
原則月1回開催

移行のメリット・デメリットについての検討

出資者への移行の説明と持分放棄の意向確認（対応者：担当理事、顧問税理士、
顧問弁護士）

検討内容の社員総会への報告

・担当理事：〇〇 〇〇

例えば、出資者数3人で全
員が放棄する場合には、
出資者数：3人
持分放棄の見込み：3人
（全部放棄：3人）
と記載してください。

4 出資持分の放棄又は払戻の見込み

出資者数 : 10人
持分放棄の見込み : 9人（全部放棄 : 人、一部放棄 : 9人）
持分払戻の見込み : 10人（全部払戻 : 1人、一部払戻 : 9人）
持分払戻見込み額 : 1億6,500万円

基金拠出型医療法人へ移行する場合

基金拠出予定者数 : 9人
基金拠出予定総額 : 1,500万円

※1) 持分の一部を放棄し、一部を払戻する出資者については、「持分放棄の見込み」
及び「持分払戻の見込み」の「一部払戻」の欄に、それぞれ記載すること。

申請時点での、見込み
人数、見込み金額等を
記載してください。

5 移行の期限

平成30年 9月30日まで

6 融資制度利用の見込み

利用の見込み () 有 ・ () 無
融資申請予定額 : 1億5,000万円

7 合併の見込み

合併の見込み () 有 ・ () 無
合併の方式 () 吸収合併 ・ () 新設合併
吸収合併の場合の法人の状況 () 存続 ・ () 消滅
合併の相手方 法人所在地 東京都千代田区△△3-4-5-6
法人名 医療法人社団 ▼▼会
代表者の氏名 ◇◇ ◇◇
合併の時期 平成30年 4月頃

出資者名簿の書き換えを行った場合、日付も必ず更新してください。
 放棄を行った場合は、放棄申出書に記載された日とするなど、適切な日付としてください。

附則様式第3（附則第57条第2項関係）

出 資 者 名 簿

法 人 名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

平成27年10月 1日現在

No.	出資者の氏名又は名称	住 所	出資年月日	出資金額	持分放棄の見込み
1	△△ △△	東京都千代田区□□1-2-3	昭和60年2月1日	3,000,000円	有・無
2	△△ ○○	東京都千代田区□□1-2-3	昭和60年2月1日	1,000,000円	有・無
3	△△ □□	東京都千代田区□□4-5-6	昭和60年2月1日	1,000,000円	有・無
4	△△ ◇◇	東京都千代田区□□4-5-7	昭和60年2月1日	1,000,000円	有・無
5	○○ ○○	東京都千代田区□□5-6-7	昭和60年2月1日	1,000,000円	有・無
6	○○ △△	東京都千代田区□□5-6-7	昭和60年2月1日	2,000,000円	有・無
7	○○ □□	東京都千代田区□□5-6-8	昭和60年2月1日	2,000,000円	有・無
8	□□ □□	東京都千代田区□□6-7-8	昭和60年2月1日	2,000,000円	有・無
9	□□ ○○	東京都千代田区□□6-7-8	昭和60年2月1日	2,000,000円	有・無
10	▼▼ ▼▼	東京都千代田区□□9-8-7	昭和60年2月1日	3,000,000円	有 無
11				円	有・無
12				円	有・無
13				円	有・無
14				円	有・無
15				円	有・無
16				円	有・無
17				円	有・無
18				円	有・無
19				円	有・無
20				円	有・無
	合 計			18,000,000円	

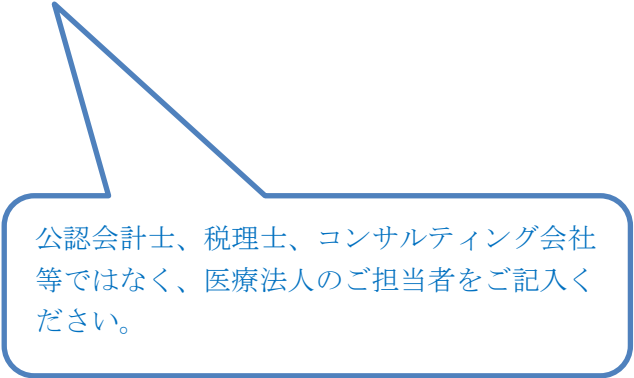
放棄等が生じた場合は、必ず出資者名簿の書き換えを行ってください。

注 出資持分の放棄、払戻、譲渡、相続、贈与があった場合は、出資者名簿の書き換えを行うこと。

別紙1

持分なし医療法人への移行促進策に係る事務担当者連絡先

- 1 医療法人名：医療法人 ○○会
- 2 担当者職名：△△病院 事務長
- 3 担当者氏名：◇◇ ◇◇
- 4 電話番号：03-****-**** (内線****)
03-****-**** (直通)
- 5 FAX 番号：03-****-****
- 6 メールアドレス：*****-*****@**.*.*
- 7 その他特記事項：



公認会計士、税理士、コンサルティング会社等ではなく、医療法人のご担当者をご記入ください。

附則様式第4（附則第58条第1項関係）

移行計画変更認定申請書

平成28年10月 1日

厚生労働大臣 殿

医療法人の理事長印を
押印してください。

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1

法人名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

印

平成27年11月1日付け番○○○○号の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の3第1項の認定について、下記のとおり変更したいので、同法附則第10条の4第1項の認定を申請します。

記

《記載例1》

移行計画申請時は、融資制度の利用見込みは無としていたが、出資者の1名に持分払戻の意向があり、その資金調達方法として融資制度の利用を申請したため。

融資申請予定額：1億5,000万円

《記載例2》

移行計画申請時は、医療法人間の合併の見込みは無としていたが、医療法人○○○会と吸収合併を行い、当法人が存続法人となる予定のため。

合併の相手方等については、別添移行計画のとおり。

附則様式第5（附則第60条第1項から第3項まで関係）

実施状況報告書

平成28年12月 1日

厚生労働大臣 殿

医療法人の理事長印を
押印してください。

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1

法人名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の8の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。

記

- 1 実施状況報告の種別 （○）医療法施行規則附則第60条第1項に基づく報告
（ ）同条第2項に基づく報告
（移行計画の認定を受けた旨の定款変更）
（ ）同条第2項に基づく報告
（新医療法人へ移行する旨の定款変更）
（ ）同条第3項に基づく報告

2 報告が必要となった理由が生じた日 平成28年11月 1日

3 新医療法人への移行の進捗状況等

- ・平成28年 1月～
出資者への持分放棄の調整中
持分払戻の資金調達の検討中
- ・平成28年 7月
経営安定化資金の申請

第60条第1項

認定を受けた日から2年間、1年を経過するごとの報告

第60条第3項

持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与があった場合の報告

持分なし医療法人へ移行した際の記入例

附則様式第6（附則第60条第3項第2号関係）

基金に拠出した額については、「持分
払戻額 C」欄ではなく「基金拠出額 G」
欄に記入してください。

法人名：医療法人〇〇会

出 資 持 分 の 状 況 報 告 書

No.	出資者名	出資額 A	出資持分評価額 B	出資割合 (%)C	持分放棄額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合計 D+E+F+G=H
1	△△ △△	3,000,000 円	150,000,000 円	16.67%	147,000,000 円	円	円	3,000,000 円	150,000,000 円
2	△△ ○○	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	49,000,000 円	円	円	1,000,000 円	50,000,000 円
3	△△ □□	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	49,000,000 円	円	円	1,000,000 円	50,000,000 円
4	△△ ◇◇	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	49,000,000 円	円	円	1,000,000 円	50,000,000 円
5	○○ ○○	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	49,000,000 円	円	円	1,000,000 円	50,000,000 円
6	○○ △△	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	98,000,000 円	円	円	2,000,000 円	100,000,000 円
7	○○ □□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	98,000,000 円	円	円	2,000,000 円	100,000,000 円
8	□□ □□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	98,000,000 円	円	円	2,000,000 円	100,000,000 円
9	□□ ○○	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	98,000,000 円	円	円	2,000,000 円	100,000,000 円
10	▼▼ ▼▼	3,000,000 円	150,000,000 円	16.67%	円	150,000,000 円	円	円	150,000,000 円
～ (省 略) ～									
計		18,000,000 円	900,000,000 円	100.00%	735,000,000 円	150,000,000 円	円	15,000,000 円	900,000,000 円

「出資持分評価額 B」欄の合計と、
「合計 D+E+F+G=H」欄の合計は
金額が合致するようにしてください。

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等

出資者 9 名については、持分放棄に同意し、出資額部分を基金に振り替えた。

出資者 ▼▼ ▼▼については、持分放棄に同意せず、平成 28 年 12 月 20 日に退社し持分払戻を行った。

注意書きに記載のとおり、
できるだけ詳細に記載し
てください。

注 「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、日付、内容、理由等について具体的に記載すること。

相続が生じた場合の記入例

附則様式第6（附則第60条第3項第2号関係）

法人名：医療法人〇〇会

出 資 持 分 の 状 況 報 告 書

No.	出資者名	出資額 A	出資持分評価額 B	出資割合 (%)C	持分放棄額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合計 D+E+F+G=H
1	△△ ○○	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
2	△△ □□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
3	△△ ◇◇	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
4	○○ ○○	1,000,000 円	50,000,000 円	5.56%	円	円	円	円	円
5	○○ △△	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
6	○○ □□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
7	□□ □□	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
8	□□ ○○	2,000,000 円	100,000,000 円	11.11%	円	円	円	円	円
9	▼▼ ▼▼	3,000,000 円	150,000,000 円	16.67%	円	円	円	円	円
10		円	円	%	円	円	円	円	円

～ (省 略) ～

計		18,000,000 円	900,000,000 円	100.00%	円	円	円	円	円
---	--	--------------	---------------	---------	---	---	---	---	---

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等

出資者：△△ △△が平成**年**月**日に死去したことに伴い、子である△△ ○○、△△ □□、△△ ◇◇の3名が△△ △△の出資持分（出資額：3,000,000 円）を1/3ずつ相続した。

これにより、相続人の出資額は以下のとおり変更となった。なお、出資持分評価額については上記 B 欄のとおりとなる。

△△ ○○ 自己保有分 1,000,000 円+相続分 1,000,000 円=2,000,000 円

△△ □□ 自己保有分 1,000,000 円+相続分 1,000,000 円=2,000,000 円

△△ ◇◇ 自己保有分 1,000,000 円+相続分 1,000,000 円=2,000,000 円

注意書きに記載のとおり、できるだけ詳細に記載してください。

注 「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、日付、内容、理由等について具体的に記載すること

認定医療法人の定款例

(従前の「持分の定めのある社団医療法人定款例」を引用)

社団医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を經營し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を經營するほか、次の業務を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">〇〇看護師養成所の經營</p> <p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除 名</p> <p>(2) 死 亡</p> <p>(3) 退 社</p> <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p>第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。</p> <p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p>	

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第 11 条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第 12 条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。

第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第 5 章 役員

第 17 条 本会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇名以上〇名以内
うち理事長 1 名
- (2) 監事 〇名

第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 19 条 理事長のみが本会社を代表する。

2 理事長は本会社の業務を総理する。

3 理事は、本会社の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本社の業務を監査すること。
 - (2) 本社の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。
- 第20条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 第6章 会議
- 第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。
- 第22条 定時総会は、毎年〇回、〇月及び〇月に開催する。
- 第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。
- 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。
 - 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。
- (1) 定款の変更
 - (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
 - (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
 - (4) 収支予算及び決算の決定
 - (5) 剰余金又は損失金の処理
 - (6) 借入金額の最高限度の決定
 - (7) 社員の入社及び除名
 - (8) 本社の解散
 - (9) 他の医療法人との合併契約の締結

(10) その他重要な事項

第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 27 条 社員は、社員総会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 7 章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第 8 章 解散及び合併

第 32 条 本社は、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる業務の成功の不能

(2) 社員総会の決議

(3) 社員の欠亡

(4) 他の医療法人との合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第 33 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行う

ために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

第 35 条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の団医療法人と合併することができる。

第 9 章 持分の定めのない医療法人への移行

第 36 条 本団は、移行計画の認定を受けた認定医療法人である。

2 租税特別措置法に基づく相続税・贈与税の納税猶予を受けていた社員（本団の出資持分を当該納税猶予等に係る担保として提供している者に限る。）について、納税猶予分の税額の猶予期限が確定し、納付義務が生じたにも関わらず、これを履行しなかった場合、第 9 条の規定に関わらず、本団は担保権者の払戻し請求に応じるものとする。

第 10 章 雑則

第 37 条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 38 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

附 則

この定款の変更は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

- ・ 移行計画の認定を受けた医療法人である旨を定款に規定する。
- ・ 相続税・贈与税の納税猶予を受けていた出資者等が、納付義務を果たさない場合は、医療法人は担保権者の払戻し請求に応じることを規定する。

- ・ 施行日は、定款変更についての都道府県知事の認可があった日とする。

持分なし医療法人の定款例

※平成 18 年制度改正後の新たに設立する「社団医療法人の定款例」を引用

(「医療法人の機関について」(平成 28 年 3 月 25 日医政発 0325 第 3 号)による一部改正)

社団医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院(診療所、介護老人保健施設)を営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本会社が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>第 5 条 本社は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">〇〇看護師養成所の経営</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 資産及び会計</p> <p>第 6 条 本社の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 事業に伴う収入</p> <p>(4) その他の収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・ 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。(以下、第 4 条、第 5 条、第 27 条第 3 項及び第 28 条第 5 項において同じ。) ・ 介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・ 本項には、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づいて行う指定管理者として管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第 27 条第 3 項及び第 28 条第 5 項において同じ。) ・ 本条には、医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。)第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第7条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) . . .

(2) . . .

(3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第8条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。

第10条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第11条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第12条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第4章 社員

第14条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第15条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

(1) 除名

(2) 死亡

(3) 退社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

第 16 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

第 5 章 社員総会

第 17 条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第 18 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第 19 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本団体の解散
- (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定

2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

第 20 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 21 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 22 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ

・ 退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・ 定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回以上開催することが望ましい。

・ 5 分の 1 を下回る割合を定めることもできる。

・ 招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 23 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 24 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 25 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第 6 章 役員

第 26 条 本団に、次の役員を置く。

(1) 理事 ○名以上○名以内

うち理事長 1 名

(2) 監事 ○名

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。

3 本団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 28 条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は、本団の業務を執行し、

(例 1) 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(例 2) 毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた

・原則として、理事は 3 名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1 名又は 2 名でも差し支えない。(法第 46 条の 5 第 1 項参照) なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合でも、社員は 3 名以上置くことが望ましい。

・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事(2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えられないことができる。(法第 46 条の 5 第 6 項参照)

・理事の職への再任を妨げるものではない。

・この報告は、現実に行われた理事会において行わなければならない。報告を省略することはできない。

順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務を監査すること。
- (2) 本社の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又は理事会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

5 監事は、本社の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第29条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

第31条 役員報酬等は、

(例1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。

(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本社との取引
- (3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理

- ・ 3分の2を上回る割合を定めることもできる。
- ・ 役員報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。
- ・ 定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって

事以外の者との間における本集団とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 33 条 本集団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本集団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本集団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本集団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第 36 条 理事会は、

(例 1) 各理事が招集する。

(例 2) 理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第 37 条 理事会の議長は、理事長とする。

第 38 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半

定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。

・ 本条を規定するか否かは任意。

・ 原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。

・ 1 週間を下回る期間を定めることもできる。

・ 過半数を上回る割合を定めること

数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 40 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 8 章 定款の変更

第 41 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第 9 章 解散、合併及び分割

第 42 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第 43 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 44 条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1) 国

もできる。

・本項を規定するか否かは任意。

・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

・持分なし医療法人の定款であるため、残余財産の帰属先から出資者を除くこと。

(2) 地方公共団体

(3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者

(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)

(5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

第45条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第46条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、分割することができる。

第10章 雑則

第47条 本社の公告は、

- (例1) 官報に掲載する方法
- (例2) 〇〇新聞に掲載する方法
- (例3) 電子公告(ホームページ)によって行う。
- (例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報(又は〇〇新聞)に掲載する方法によって行う。

第48条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本社の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

附 則

この定款の変更は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

・ 認定医療法人の定款例の「第9章 持分の定めのない医療法人への移行」は削除する。

・ 法第44条第4項参照。

- ・ 施行日は、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について、都道府県知事の認可のあった日とする。
- ・ 施行日は、持分なし医療法人への定款への変更について、都道府県知事の認可があった日とする。

第3章 相続税・贈与税の納税猶予等の税制措置について

認定医療法人において相続や贈与が発生した場合の、相続税・贈与税の納税猶予及び税額控除（以下、「納税猶予等」という。）の税制措置について、その内容や具体的な手続きについては、財務省のホームページの、トップページ＞税制＞毎年度の税制改正＞税制改正の概要＞平成26年度＞平成26年度税制改正の解説の「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」において、詳細な改正内容が記載されていますので、参考としてください。

《参照先：財務省ホームページ》

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/explanation/pdf/p0615_0647.pdf

なお、主な手続きの流れは以下のとおりです。

第1節 相続税の納税猶予等

認定医療法人において、出資者の死亡により相続が発生した場合、出資者の相続人は相続税の納税猶予等を受けることができます。

なお、医療法人が、相続税の期限内申告書の提出期限までに移行計画の認定を受け、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更の認可を受けた上で、相続人が納税猶予等の手続きを行った場合も対象となります。

第2節 贈与税の納税猶予等

認定医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者に贈与税が課される場合、贈与税の納税猶予等を受けることができます。

なお、出資者が持分を放棄する時に、認定医療法人である必要がある点が、相続税の納税猶予等と異なるので注意してください。

第3節 納税猶予等の手続き

相続税・贈与税の納税猶予等を受けようとする相続人や出資者の方は、医療法人および税務署において、以下の手続きが必要となります。

STEP1 医療法人から、以下の書類を交付してもらってください。

- ① 移行計画の認定通知の写し 又は ② 定款（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び都道府県の認可通知
- ③ 認定移行計画の写し
- ④ 出資者名簿の写し（放棄の直前及び放棄の後のもの）
- ⑤ 出資者の持分の放棄又は相続があった直前及びその後の出資持分の評価額を計算するための書類

※①、②については、いずれかの書類を交付してもらってください。

STEP2 税務署への納税猶予等申告手続きに必要な書類等

①相続税・贈与税の申告書

※納税猶予等の適用を受けるためには、申告書を期限内に提出するとともに、猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

この手続きが期限内に行われないと、納税猶予等の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

②STEP1 で医療法人から交付された書類

③担保提供に必要な書類等

※出資持分を担保として提供する場合は、質権設定承諾書等の提出が必要になります。質権設定承諾書の詳細については、「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」の P. 620～621 を参照していただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

第4節 猶予税額免除の手続き

持分なし医療法人への移行期限までに持分を放棄した場合、猶予税額の免除の手続きを行うことができます。

STEP1 医療法人での書類交付の手続き

①放棄申出書（医療法人に提出したもの）の写し

②出資者名簿の写し（放棄の直前及び放棄の後のもの）

③基金拠出型医療法人へ移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されます。この場合、上記の書類に加え、基金拠出型医療法人の定款の写し、基金拠出の直前において有していた持分の時価評価の評価書を医療法人から交付してもらってください。

STEP2 税務署への猶予税額免除の申請手続きに必要な書類等

①免除の届出書

②STEP1 で医療法人から交付された書類

③猶予税額免除の手続きの際に、納税猶予時に担保提供した持分や資産について、担保権解除の手続きも併せて行いますが、その際に必要な書類や手続き等については、「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」の P. 620 を参照していただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

第5節 税額計算の具体例

相続人が、出資持分：2億円（出資額：1,000万円、利益剰余分：1億9,000万円）、その他財産：1億円、合計3億円を相続（法定相続人は1人とする）した場合で、出資持分：2億円の相続について納税猶予の手続きを行い、出資持分を全て放棄して移行期間内に持分なし医療法人

に移行したケースについての税額計算は以下のとおりとなります。

○平成26年12月31日までの相続に係るもの

① 全ての相続財産から税額を算出

- 1) 課税遺産 3億円－(5,000万円+1,000万円×1人)
基礎控除 = 2億4,000万円
- 2) 税額計算 2億4,000万円×40%－1,700万円= 7,900万円
税率 控除額

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

- 1) 課税遺産 2億円－(5,000万円+1,000万円×1人)
基礎控除 = 1億4,000万円
- 2) 税額計算 1億4,000万円×40%－1,700万円= **3,900万円**
税率 控除額 **(猶予税額)**

- ③ 納税額 7,900万円－**3,900万円** = 4,000万円

○平成27年1月1日からの相続に係るもの

① 全ての相続財産から税額を算出

- 1) 課税遺産 3億円－(3,000万円+600万円×1人)
基礎控除 = 2億6,400万円
- 2) 税額計算 2億6,400万円×45%－2,700万円= 9,180万円
税率 控除額

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

- 1) 課税遺産 2億円－(3,000万円+600万円×1人)
基礎控除 = 1億6,400万円
- 2) 税額計算 1億6,400万円×40%－1,700万円= **4,860万円**
税率 控除額 **(猶予税額)**

- ③ 納税額 9,180万円－**4,860万円** = 4,320万円

第6節 基金拠出型医療法人へ移行した場合の猶予税額の取り扱い

持分なし医療法人の一類型である「基金拠出型医療法人」に移行した場合の猶予税額の取り扱いは以下のとおりとなります。

- ①第4節のSTEP1の③にも記載したとおり、基金拠出型医療法人へ移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されることとなります。

- ②基金拠出型医療法人へ移行した場合の税額計算の詳細については、「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」のP. 622～623を参照してください。
- ③なお、税額計算にあたって、出資持分評価額は時価評価に基づき算出されますので、移行完了報告の際に提出いただく出資持分の状況報告書（附則様式第6）の「出資持分評価額 B」欄には、これにより算出した額を記載してください。

第7節 持分を放棄しなかった場合の猶予税額の取り扱い

持分を放棄する見込みで、納税猶予の申告を行ったにもかかわらず、以下の項目に該当した場合は、猶予税額は免除されず、猶予税額と利子税を合わせて納付しなければなりません。

- ①持分の全部または一部の払戻を受けた場合。
- ②持分の譲渡をした場合。
- ③出資者や相続人が持分を放棄せず、認定医療法人が移行期限までに持分なし医療法人に移行しなかった場合。
- ④認定医療法人が解散した場合。
- ⑤認定医療法人が合併により消滅した場合。
- ⑥上記③、④または⑤以外の理由で認定医療法人の移行計画が取り消された場合。

※納税猶予分の税額の納付および認定医療法人に合併があった場合の納税猶予の継続の適否については、租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正のP. 622を参考にしてください。

- ⑦上記①～⑥に該当した場合は、P. 8の「第2章第5節 実施状況報告」に該当しますので、速やかに厚生労働大臣あてに報告してください。
なお、報告の際には、納税猶予を受けている税務署名についても併せて報告してください。

第8節 放棄申出書等

- ①認定医療法人において、持分放棄の手続きを行う場合は、必ず別添の「放棄申出書」（附則様式第7）を使用してください。
- ②持分なし医療法人への移行に賛同して持分を放棄する出資者、相続人だけでなく、移行期間中に他の出資者より先に放棄する出資者の方も、「放棄申出書」を必ず使用してください。
- ③後のトラブルを避けるため、払戻や譲渡についても、当事者間で払戻請求書や譲渡契約書等の書面を交わすようにしてください。

附則様式第7

出資持分の放棄申出書

平成28年 7月 1日

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1
法人名：医療法人 ○○会
代表者の氏名：理事長 □□ □□ 殿

印鑑登録された印鑑を
押印してください。

住所：東京都千代田区□□1-2-3
氏名：△△ △△ 

私は、下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。

記

- 1 出資先：(法人名) 医療法人 ○○会
- 2 出資者名：△△ △△
- 3 出資時期：昭和60年 2月 1日
- 4 出資額：金 3,000,000 円
- 5 放棄の内容：
 - 【全部放棄の場合の記載例】
 - ・出資持分の全て及びこれに基づく一切の請求権
 - 【一部放棄の場合】
 - ・払戻請求を行う、金3,000,000円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権
 - ・基金として拠出する、金3,000,000円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権
- 6 放棄日：持分なし医療法人への移行に係る定款変更についての都道府県知事の認可のあった日

第4章 融資制度について

第4章では、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸し付けについて説明します。

なお、融資制度については、福祉医療機構のホームページにおいて、詳細な貸付内容等が記載されていますので、参考としてください。

《参照先：福祉医療機構ホームページ》

<http://hp.wam.go.jp/guide/iryokashitsuke/tabid/163/Default.aspx>

第1節 新たな経営安定化資金

認定医療法人において出資者や相続人から払戻請求が生じ、医療法人の自己資金だけでは対応できず資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸し付けを受けることができます。

第2節 貸付限度額等

- ①貸付限度額：病院、診療所、介護老人保健施設ともに
2億5,000万円
- ②償還期間：8年（うち据置期間1年以内）

第3節 貸付条件

- ①移行計画の申請時に、融資制度の利用見込みを「有」として認定を受け、持分なし医療法人への移行期間中の医療法人であること。
- ②移行計画の認定時において、融資制度の利用見込みを「無」としていたものの、その後、融資制度の利用見込みが生じた場合については、厚生労働省あてに移行計画の変更申請を行って認定を受けてください。
- ③資金の貸付けにあたっては、事前審査および本審査を受けていただく必要があります。
- ④原則として、担保提供していただきます。
- ⑤保証については、次のいずれかを選択していただきます。
 - ・保証人不要制度（貸付利率に一定の利率を上乗せします。）
 - ・法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる。
- ⑥通常の「経営安定化資金」との併用はできません。

第4節 審査

- ①審査については、事前審査と本審査の2回を受けていただく必要があります。
- ②事前審査
 - ・収支改善計画書、財務諸表等を提出いただき、事前審査を行います。
- ③本審査
 - ・借入申込前に「経営診断」を受けていただく必要があります。

- ・医療法人関係者に対して面接を実施し、収支改善計画の内容を確認します。
- ・提出書類は、収支改善計画書、財務諸表等です。

第5章 その他

第5章では、持分なし医療法人への移行促進策を利用するにあたっての留意事項等について説明します。

第1節 持分なし医療法人への移行促進策の事前準備

第2章の第1節でも説明しましたが、持分なし医療法人への移行促進策の利用にあたっては、事前準備に時間をかけることが重要です。

移行を急ぐあまり医療法人内での合意が得られなかった、移行計画を十分検討せずに策定したため取り下げざるを得なくなったなどの結果とならないよう、十分な事前準備をお願いします。

第2節 持分なし医療法人へ移行した際の医療法人の課税関係

- ① 持分なし医療法人へ移行した際、相続税法第66条第4項の規定により、医療法人に対して贈与税が課される場合があります。
- ② 医療法人に対する贈与税が非課税となる基準については、次ページの「持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について（法人の贈与税の非課税基準について）」を参考としてください。
- ③ なお、上記基準の（2）中の「役員等（社員は含まれない）」については、「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q&A）」（P. 43）のQ4、Q5を参考にしてください。

第3節 基金拠出型医療法人へ移行した場合の出資者の課税関係

- ① 出資額部分のみを基金として振り替えた場合は、出資者に対して所得税は課税されません。
- ② 利益剰余分も含めて基金として振り替えた場合は、出資者に対して利益剰余部分に対する額について、みなし配当として所得税が課税されます。（所得税法第25条第1項第5号）
※基金拠出型医療法人へ移行した場合の課税関係については、「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q&A）」のQ2、Q3を参考にしてください。

**持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について
(法人の贈与税の非課税基準について)**

◎相続税法施行令第33条第3項に基づき、以下の基準に該当する場合には、贈与税は非課税。

(なお、税務当局の個別判断により課税される場合がある。)

(1) 運営組織が適正であること

①一定の事項が定款等に定められていること

(理事6人以上、監事2人以上 など)

②事業運営及び役員等の選任等が定款等に基づき行われていること

③その事業が社会的存在として認識される程度の規模を有していること

社会医療法人を想定した 基準を採用する場合	又は	特定医療法人を想定した 基準を採用する場合
社会保険診療等(介護保険・助産を含む)に係る収入金額が全収入金額の80%以上	又は	社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%以上
自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一		自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一
医業収入が医業費用の150%以内		医業収入が医業費用の150%以内
役員及び評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を明示		役職員に対する報酬等が3,600万円以下
病院、診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載		(病院の場合)40床以上又は救急告示病院 (診療所の場合)15床以上及び救急告示診療所
		差額ベッドが全病床数の30%以下

(2) 役員等(社員は含まれない)のうち親族・特殊の関係がある者は1/3以下であること(定款、寄附行為にその旨の定めがあること)

(3) 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと

(4) 残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(持分の定めのないもの)に帰属させること(定款、寄附行為にその旨の定めがあること)

(5) 法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと

国税（相続税、贈与税等）に関する相談について

（１）国税に関する一般的な電話相談

国税庁では、税に関する一般的なご質問やご相談は、電話相談センターで受け付けています。最寄りの税務署に電話し、音声案内に従って「１」を選択すると、最寄りの税務署までの通話料でご相談いただけます。

（２）個別的な相談のための事前予約手続

また、事前予約をして、税務署（国税局）において、職員に個別的な相談をすることができます。最寄りの税務署に電話し、音声案内に従って「２」を選択し、事前の予約をしてください。

相談に当たっては、可能な限り関係書類を持参して、詳しく説明の上、相談してください。

持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集 (Q&A)

Q 1. 「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」に移行する際に、出資者全員が出資持分の放棄を行った場合の課税関係はどのようなになるのか。

A 1. この場合における課税関係は、以下のとおり。

- 1 各出資者に対する贈与税の課税関係(出資者全員が同時に放棄する場合)
各出資者は何ら経済的利益を受けないため、贈与税は課税されない。
- 2 各出資者に対する所得税の課税関係
各出資者に対して、所得税は課税されない。
- 3 医療法人に対する贈与税の課税関係
医療法人に対して、出資持分(出資額部分+利益剰余金部分)の放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある(相続税法第66条第4項)。
- 4 医療法人に対する法人税の課税関係
医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなかったことにより生じる利益について、法人税は課税されない(法人税法施行令第136条の4第2項)

Q 2. 基金拠出型法人に移行する際に、出資者全員が出資額部分のみを基金として振り替えた場合の課税関係はどのようなになるのか。

A 2. この場合における課税関係は、以下のとおり。

- 1 各出資者に対する贈与税の課税関係
各出資者に対して、贈与税は課税されない。
- 2 各出資者に対する所得税の課税関係
各出資者に対して、所得税は課税されない。
- 3 医療法人に対する贈与税の課税関係
医療法人に対して、出資持分(出資額部分+利益剰余金部分)のうち利益剰余金部分の放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある(相続税法第66条第4項)。
- 4 医療法人に対する法人税の課税関係
医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなかったことにより生じる利益について、法人税は課税されない(法人税法施行令第136条の4第2項)。

Q 3. 基金拠出型法人に移行する際に、利益剰余金部分も含めて基金として振り替えた場合の課税関係はどのようなになるのか。

A 3. この場合における課税関係は、以下のとおり。

- 1 各出資者に対する贈与税の課税関係
各出資者に対して、贈与税は課税されない。
- 2 各出資者に対する所得税の課税関係
出資持分の払戻しを受けた出資者に対して、利益剰余金部分に相当する額について、みなし配当として所得税が課税される（所得税法第 25 条第 1 項第 5 号）。
- 3 医療法人に対する贈与税の課税関係
医療法人に対して、贈与税は課税されない。
- 4 医療法人に対する法人税の課税関係
医療法人に対して、法人税は課税されない。

Q 4. 相続税法施行令第 33 条第 3 項第 1 号において、いわゆる「同族要件」として、「役員等のうち親族等が占める割合が 3 分の 1 以下である」旨規定されているが、ここにいう「役員等」に医療法人の社員は含まれるのか。

A 4. 含まれない。

(理由)

役員等は、「理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの」と規定されている（相続税法施行令第 32 条）。

医療法人の場合にあっては、業務執行機関を指し、基本的意思決定機関の構成員たる「社員」は役員等に含まれない。

Q 5. 「同族要件」の判定はいつの時点でなされるのか。

A 5. 原則として、贈与時点で判定する。ただし、贈与のタイミングに限って「3 分の 1 要件」を満たすように定款変更を行っている場合など、租税回避目的と認められるような事例については、贈与時点のみならず、その前後を通じて判定する場合もある。

(注) 「同族要件」を満たす定款の定めがあった場合であっても、実際には、「同族要件」を満たさない役員を選任がなされているときには、運営組織が適正であると認められない場合もある。

なお、国税庁の通達では、判定時期について、贈与時点で要件を満たしていなくても、申告期限までに要件を満たしていればよいものとして取り扱われている。

Q 6. 医療法人の役員がMS法人（メディカル・サービス法人）を設立している場合は、相続税法施行令第 33 条第 3 項第 2 号に規定されている「特別の利益を与えない」との要件を満たさないこととなるのか。

A 6. 医療法人の役員がMS法人を設立していることのみをもって、「特別の利益を与えない」との要件を満たさないこととはならないものと思われる。

なお、「特別の利益を与えること」について、国税庁の通達にその例が示されている。

例えば、医療法人とMS法人との間に取引がある場合において、その取引が「特別の利益を与えること」に該当するかどうかは、個別の事案に応じて、その対価の適正性など、様々な事情を勘案して総合的に判断するものと思われる。

Q 7. 相続税法施行令第 33 条第 3 項第 4 号に規定されている「公益に反する事実」とは、具体的にどのような事実か。例えば、脱税行為や診療報酬の不正請求は、これに当たるのか。

A 7. 「公益に反する事実」というのは、個別の事案の事情により、いろいろな角度から検討されるべきものである。

例えば、一般的に脱税行為や診療報酬の不正請求はこれに当たるものと考えられるが、最終的には、個別の事案に応じて、その行為の違法性など、様々な事情を勘案して総合的に判断するものと思われる。

Q 8. 「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」への移行後、死亡により退社した社員に代わってその相続人が新たに社員となったことのみをもって相続税が課税されることはあるか。

また、「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」への移行後、当該法人に対して、財産の贈与又は遺贈があった場合の課税関係はどのようになるのか。

A 8. 出資持分（出資額部分＋利益剰余金部分）は、移行時において放棄されており、移行後の相続時において相続財産として存在しないため、相続税の課税財産とはならない。

ただし、移行後の医療法人に対して新たな贈与又は遺贈があった場合には、医療法人から特別の利益を受ける者又は医療法人に対して、贈与税又は相続税が課税される場合がある（相続税法第 65 条第 1 項、第 66 条第 4 項）。

Q 9. 基金拠出者が死亡し、基金を相続した場合、相続税は課税されるのか。

A 9. 基金の相続人に対し、相続税が課税される。

第4節 申請・相談窓口

持分なし医療法人への移行促進策に関する各種申請・相談の窓口です。

①移行計画の申請、報告および制度全般に関する相談の窓口

厚生労働省医政局医療経営支援課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5253-1111 (代表) (内線 2672)

03-3595-2261 (直通)

FAX : 03-3580-9644

※厚生労働省「医療法人・医業経営」のホームページも参照下さい。

②融資制度の相談窓口

〈施設の開設地が東日本の場合〉

独立行政法人 福祉医療機構 医療貸付部医療審査課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 9F

TEL : 03-3438-9940

FAX : 03-3438-0659

〈施設の開設地が西日本の場合〉

独立行政法人 福祉医療機構 大阪支店医療審査課

〒541-0054 大阪市中央区南本町 3-6-14 イトビル 3F

TEL : 06-6252-0219

FAX : 06-6252-0240

〈施設の開設地が沖縄県の場合〉

沖縄振興開発金融公庫 本店融資第一部産業開発融資班

〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26

TEL : 098-941-1765

FAX : 098-941-1915

③移行の具体的な進め方などの相談窓口

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 事業第二課

〒102-0075 東京都千代田区三番町 9-15 榎ビルプラザビル 5F

TEL : 03-5275-6996

FAX : 03-5275-6991

※専門家など相談先の紹介です。

※個々の医療法人の事情に特化した継続的な相談については、対応できない場合があります。

④納税猶予等の手続きについて

最寄りの税務署へまずは電話でお問い合わせください。

巻末資料

平成 26 年度

厚生労働省医政局委託

(抄)

— 平成 26 年度 医療施設経営安定化推進事業 —

持分によるリスクと持分なし医療法人の移行事例に関する調査研究 報告書

(持分なし医療法人への円滑な移行マニュアル改訂版)

平成 27 年 3 月

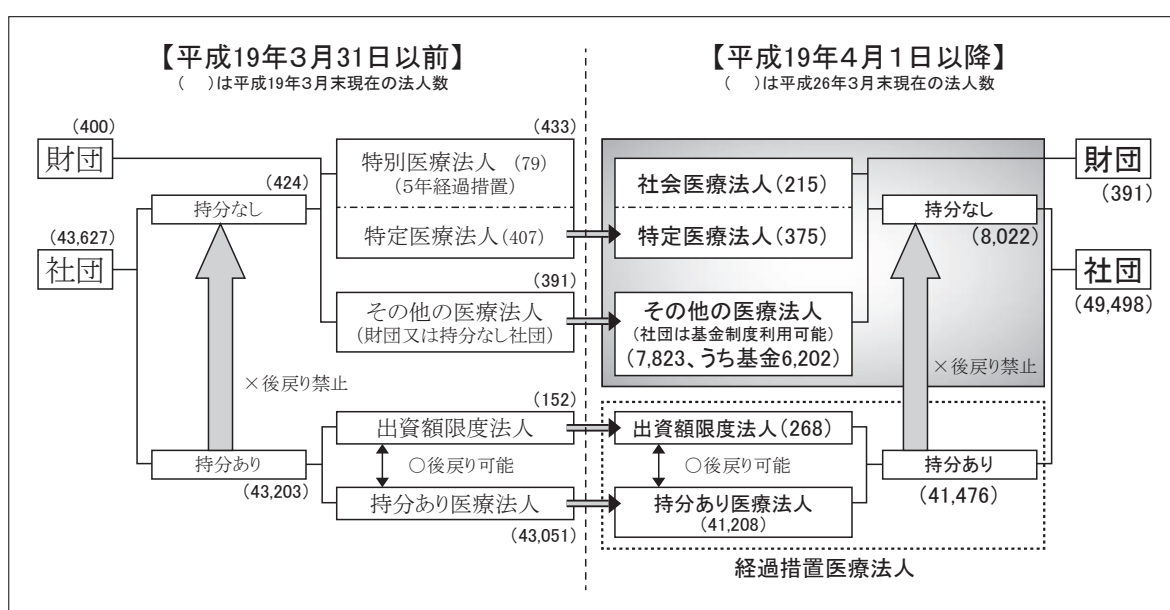
委託先：株式会社川原経営総合センター

第1章 医療法人の基礎知識

医療法人の基礎知識① ～医療法人の類型～

医療法人とは、病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設することを目的として、医療法の規定に基づき設立される法人です。医療法人の類型については、統一された呼称があるわけではありませんが、ここでは、代表的と思われる呼称を用いてその概要を解説します。次の図表3は、現在の医療法人の類型を一覧に示したものです。

図表3 医療法人の類型



出所：厚生労働省資料をもとに作成

① 法人としての形態に着目した類型

医療法人の最も基本的な区分として、「社団たる医療法人」と「財団たる医療法人」があります。

このうち、社団たる医療法人が医療法人全体の大多数を占めているのが現状です（平成26年12月末現在、全医療法人の99%以上を社団たる医療法人が占めています。）。

なお、医療法人の名称には、よく「医療法人社団」という言葉が用いられていますが、これは、社団たる医療法人であることを示すものです。

② 社団たる医療法人の類型

社団たる医療法人（以下、「社団医療法人」といいます。）は、持分の有無という観点から、「持分あり医療法人」と「持分なし医療法人」に区分することができます。

また、持分あり医療法人の中には、「出資額限度法人」という類型があり、持分なし医療法人の中には、「社会医療法人」、「特定医療法人」、「基金拋出型医療法人」、「その他の医療法人」（以下、「一般の持分なし医療法人」という。）という類型があります。

③ 医療法や税法に基づく特別な類型

医療法を根拠とする「社会医療法人」、租税特別措置法を根拠とする「特定医療法人」という特別な類型があります。

これらは、医療法や租税特別措置法に規定された厳格な要件をクリアした医療法人のみが成ることのできる類型で、いずれも持分はありません。

以下、「持分」の定義を説明した上で、具体的な医療法人の類型を解説します。

●持分

「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」をいいます（法附則第10条の3第3項第2号括弧書参照）。

従来、持分については、法令に明文規定が存在せず、実務上の呼称も統一されていませんでしたが（「出資持分」「持分」「出資金」「出資」等の様々な呼称が用いられていました。）、平成26年の医療法改正に伴って、法令に、持分の定義が規定がされました（法附則第10条の3第3項第2号括弧書）。

これにより、今後は、「持分」との呼称及び「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」との定義が一般化していくものと思われまので、本マニュアルでも、かかる呼称及び定義を採用することにします。

●持分あり医療法人

社団医療法人であって、その定款に持分に関する規定（例：社員資格を喪失した場合の持分の払戻しに関する規定、解散時の残余財産の持分に応じた分配に関する規定）を設けているものをいいます。

平成19年施行の第五次医療法改正により、持分あり医療法人の新規設立はできなくなりましたが、既存の持分あり医療法人については、当分の間存続する旨の経過措置がとられており、これらは「経過措置医療法人」と呼ばれることもあります。

このような経過措置医療法人は、平成26年3月31日現在、社団医療法人の83.1%を占めています。

●出資額限度法人

社員資格を喪失した場合の払戻額や解散時の残余財産の分配額につき、払込出資額を限度とする旨を定款で定めている社団医療法人をいいます。

また、平成26年施行の医療法改正により、持分あり医療法人であって持分なし医療法人へ移行しようとするものは、移行計画を厚生労働大臣に提出してその移行計画が適当である旨の認定を受けることができることとされました。当該認定を受けた経過措置医療法人は「認定医療法人」と呼ばれることがあります。

移行計画の認定制度の創設（平成26年10月1日より）

持分なし医療法人への移行促進策として、持分なし医療法人への移行計画を国が認定する仕組みが導入されました。この認定制度は、医療法人の任意の選択を前提としたものであり、認定期間は平成26年10月1日から平成29年9月30日、移行期限は認定日から3年以内とされています。移行計画の認定を受けた医療法人は、税制優遇措置や低利の融資を受けることができます。

医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分払戻しなどにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し医療を継続して安定的に提供していけるようにすること等を目的としています。

なお、持分なし医療法人への移行は、医療法人の任意の選択によるものであり、移行は強制されるものではありません。

また、持分なし医療法人への移行にあたって、必ずしも移行計画の認定制度を利用しなければならないものではありません。移行計画の認定は受けずに、持分なし医療法人へ移行することもできます。

●持分なし医療法人

社団医療法人であって、その定款に持分に関する規定（例：社員資格を喪失した場合の持分に応じた払戻しに関する規定、解散時の残余財産の持分に応じた分配に関する規定）を一切設けておらず、かつ、現に持分が一切存在しないものをいいます。

第五次医療法改正により、平成19年4月1日以後に社団医療法人を新規設立する場合は、持分なし医療法人しか認められないことになりました。

●基金拠出型医療法人

持分なし医療法人の一類型であり、法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより、基金の制度を採用しているものをいいます。基金拠出型医療法人と呼ばれています。

第五次医療法改正により新たに導入された類型であり、基金の拠出者は、医療法人に対して劣後債権に類似した権利を有するに過ぎません。

第五次医療法改正の施行後に医療法人を新設するケースにおいては、基金拠出型医療法人が一般的になっていると思われます。なお、後述の社会医療法人や特定医療法人は基金制度を用いることはできませんので、基金拠出型医療法人が、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする場合には、基金を拠出者に返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要になります。

基金とは

社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して規則第30条の37及び第30条の38並びに当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従

い返還義務（金銭以外の財産については、抛出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいいます。

●特定医療法人

租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人をいいます。

昭和 39 年に創設された制度で、社団医療法人でも財団医療法人でも承認対象となり得ますが、社団医療法人については、持分なし医療法人であることが必要です。

社会医療法人同様、承認の要件は厳格ですが、国税庁長官の承認を得られれば、法人税の軽減税率が適用されるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。

●社会医療法人

医療法人のうち、法第 42 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものをいいます。

第五次医療法改正において新設された類型で、社団医療法人でも財団医療法人でも認定対象となり得ますが、社団医療法人については、持分なし医療法人であることが必要です。

社会医療法人の認定要件は厳格ですが、その認定を受けると、本来業務である病院、診療所及び介護老人保健施設から生じる所得について法人税が非課税になるとともに、直接救急医療等確保事業に供する資産について固定資産税及び都市計画税が非課税になるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。また、法第 42 条の 2 第 1 項に定める収益業務を行うことや社会医療法人債を発行することが認められます。

社会医療法人の認定要件の見直し等

厚生労働省は、社会医療法人の認定要件等の見直しを進めています。具体的には、へき地診療所への医師派遣又はへき地への巡回診療を年間 53 日以上実施することの要件について、へき地医療拠点病院への医師派遣及びそのへき地医療拠点病院からへき地診療所への医師派遣又はへき地への巡回診療をそれぞれ純増で年間 106 日以上実施すること等を加えた上、その要件との選択とする、とされています。さらに、周辺環境の変化等により要件を満たさなくなると認定を取り消された場合においても救急医療等確保事業を継続させることができるようにする経過措置や、二以上の都道府県において病院及び診療所を開設している場合で、医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものについては、全ての都道府県知事ではなく、当該病院の所在地の都道府県知事だけで認定可能とする方向で調整しています。

（参考）「地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設及び医療法人制度の見直しについて」（平成 27 年 2 月 9 日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073695.html>

「平成 27 年度税制改正大綱」（平成 27 年 1 月 14 日閣議決定）

医療法人の合併とは

法定の手続に従い、当事者たる医療法人の一部又は全部が解散し、清算手続を経ることなく、その財産を包括的に存続医療法人（吸収合併の場合）又は新設医療法人（新設合併の場合）に移転するとともに、その社員が存続医療法人又は新設医療法人の社員となる組織再編行為です（医療法第57条以下）。

合併は、医療法に定められている医療法人の組織再編行為であり、①当事医療法人のうちの一つが存続し、他の当事医療法人が解散する「吸収合併」と、②当事医療法人の全部が解散し、それと同時に新たな医療法人が設立される「新設合併」の2種があります。

従来、合併は、社団医療法人相互間、及び、財団医療法人相互間においてのみ可能とされ、社団医療法人と財団医療法人との間での合併はできませんでしたが、平成26年の医療法改正により可能となりました（法第57条第1項及び第2項）。

次の表において合併前後における法人類型を整理します（下線部が法改正で可能となった箇所）。

【医療法人の合併前後における法人類型について】

合併前の法人類型		合併後の法人類型
持分なし社団	持分なし社団	持分なし社団
持分なし社団	持分あり社団	持分なし社団
持分あり社団	持分あり社団	（合併により新たに法人を設立する場合） 持分なし社団
		（合併前の法人が存続する場合） 持分あり社団
財団	財団	財団
<u>持分なし社団</u>	<u>財団</u>	<u>持分なし社団又は財団</u>
<u>持分あり社団</u>	<u>財団</u>	<u>持分なし社団又は財団</u>

出所：厚生労働省「第3回 医療法人の事業展開等に関する検討会」（平成25年12月4日）

医療法人の分割

厚生労働省は、分割前の医療法人が分割計画書等を作成した上で、都道府県知事の認可を得れば医療法人を分割できるとする制度を新たに創設する予定です。

分割制度の対象としては、持分あり医療法人は対象とせず、持分なし医療法人（社会医療法人及び特定医療法人は対象外）についてのみ認めることとされています。今後の法改正の動向が注目されます。

（参考）「地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設及び医療法人制度の見直しについて」（平成27年2月9日）

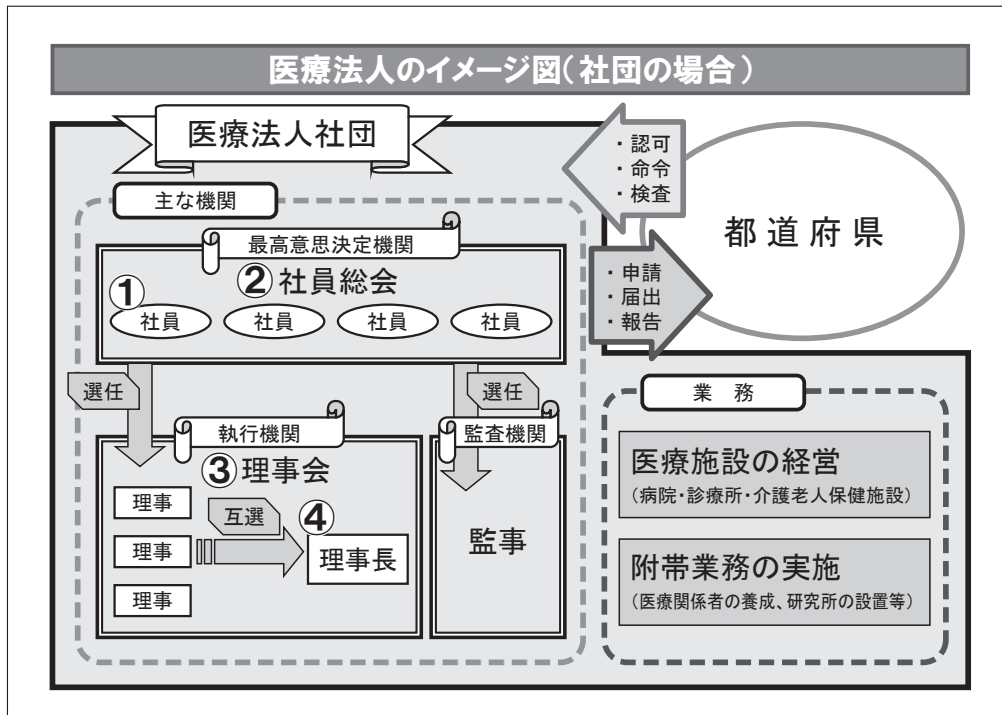
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073695.html>

医療法人の基礎知識② ～ 社団医療法人の運営～

社団医療法人の運営面に関する基礎知識について確認します。社団医療法人とは、その実体が社団（一定の目的のもとに結合した人の団体）である医療法人をいいます。社団医療法人には、構成員である社員のほか、医療法の定めにより、社員総会、理事・監事、理事長などが置かれることになっています。また、後記のとおり、理事会も設置されているのが一般的です。

次の図表 4 は、社団医療法人における社員総会と社員、理事会と理事の関係性を表したものです。

図表 4 医療法人のイメージ図



出所：第 13 回社会保障審議会医療部会（平成 22 年 11 月 11 日）をもとに作成

●社員（イメージ図①）

社団医療法人の構成員をいいます。

社員たる資格の得喪については、定款で規定されることになっていますが（法第 44 条第 2 項第 7 号）、営利法人が社員となることはできません（「医療法人に対する出資又は寄附について」平成 3 年 1 月 17 日指第 1 号東京弁護士会長あて厚生省健康政策局指導課長回答参照）。

なお、持分あり医療法人においても、社員の地位は持分と結合しているわけではなく、持分を全く有しない社員も存在し得ます。

●社員総会（イメージ図②）

社員によって構成される合議体で、社団医療法人における最高意思決定機関です（法第48条の3第7項等参照）。

社員総会においては、株式会社等のような資本多数決の原理はとられておらず、社員は持分の有無や額等に関わりなく、各1個の議決権を有します（法第48条の4第1項）。

●理事・監事

医療法人に設置が義務づけられている役員であり、その員数は、理事が原則3名以上、監事が1名以上とされています（法第46条の2第1項）。

医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決することとされていますが（法第46条の4第3項）、理事による合議等のための機関として、理事会が設けられているのが一般的です。

他方、監事は、医療法人の業務・財産状況の監査等を行います（法第46条の4第7項）。

なお、社団医療法人の場合、改正前モデル定款に準拠し、理事・監事を社員総会において選任することとしているのが通常です。

●理事会（イメージ図③）

理事によって構成される合議体です。

医療法上の機関ではありませんが、改正前モデル定款や寄附行為例にも定めがあることから、多くの医療法人において設置されています。

●理事長（イメージ図④）

医療法人を代表し、その業務を総理する理事であり（法第46条の4第1項）、社員総会の招集権限等も有しています。理事長は、通常、理事の互選により選出されますが、原則として、医師又は歯科医師である理事のうちから選出される必要があります（法第46条の3第1項）。ただし、都道府県知事の認可を受ければ、医師又は歯科医師以外の理事でも理事長になることができます。

医療法人制度の見直し

医療法人については、健全かつ適切に業務運営を行うために、経営の透明性の確保及びガバナンス強化が求められています。

医療法人の業務執行は、理事長及び理事が担っているものであり、その責任は大きいといえます。厚生労働省は、ガバナンスの強化策の一つとして、①理事会の設置・権限、②役員の選任方法等や、一般社団法人等と同様に、③医療法人の理事長及び理事の忠実義務・任務懈怠時の損害賠償責任等を規定して明確化することを検討しています。

（参考）「地域医療連携推進法人制度（仮称）の創設及び医療法人制度の見直しについて」（平成27年2月9日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073695.html>

第2章 持分によるリスクについて

第1部 持分について

第1節 持分の意義

従来、医療法人の持分については、法令に明文規定が存在せず、実務上の呼称も統一されていませんでしたが（「出資持分」「持分」「出資金」「出資」等の様々な呼称が用いられていました。）、平成26年の医療法改正に伴って、法令に、持分の定義が規定されました（法附則第10条の3第3項第2号括弧書）。

これにより、今後は、「持分」との呼称及び「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」との定義が一般化していくものと思われますので、本マニュアルでも、かかる呼称及び定義を採用することにします。

第2節 持分の払戻請求

1 定款の根拠規定

持分の払戻請求権は、定款の規定を根拠に発生する権利です。

そうした根拠規定の典型例が改正前モデル定款第9条「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」であり、これと同趣旨の規定が定款中に存在する医療法人においては、持分の払戻請求の問題が発生する可能性があります。

したがって、持分の払戻請求の問題を検討するに際しては、まず、自法人の定款を精査することが必要不可欠となります。

2 請求権者

改正前モデル定款第9条は、「社員資格を喪失した者」が持分の払戻請求権者であると定めています。

そうすると、定款中に改正前モデル定款第9条と同趣旨の規定を有する医療法人において、万一、社員資格を有しない出資者が存在した場合、当該出資者やその相続人等は、当該定款規定を根拠とした持分の払戻請求はできないこととなります（この場合の払戻請求の可否・内容等は、民法等の一般法理に基づいて判断されることになると考えられます。）。

このように、自法人の定款規定の解釈・適用に際しては、持分の払戻請求権者に留意することも必要です。

なお、定款中に改正前モデル定款第9条と同趣旨の規定が存在する医療法人において、持分を有する社員が死亡により社員資格を喪失した場合、当該社員のもとで持分払戻請求権が発生すると同時に相続されると考えますので、結果的には相続人が請求権者となります（後記3参照）。

3 払戻額

定款中に改正前モデル定款第9条「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」と同趣旨の規定を有する医療法人の場合、持分の払戻額は、社員資格の喪失時点における当該医療法人の財産評価額に、同時点における当該資格喪失者の出資割合を乗じて算定される（いわゆる出資割合説に基づいて算定される）ことが、平成22年4月8日の最高裁判決（最一小判平22.4.8裁時1505号8頁）によって確定したと一般に考えられていると思われま

す。しかし、上記の最高裁判決は、いわゆる出資割合説の無条件・一律適用を宣言しているとは解されませんので、自法人の定款規定を実際に解釈・適用する際は、同判決の射程（※1）の問題や、同判決のいう権利濫用法理（※2）の適用可能性等を慎重に検討する必要があります。

また、いわゆる出資割合説を適用する場合、出資割合を乗じるべき医療法人の「財産の評価額」の算定方法は必ずしも一義的ではないため、近時の裁判例（※3）等も参照しつつ、適切に算定することが望まれます。

さらに、持分払戻請求権に対して相殺（※4）を行うことが可能な反対債権の有無・内容等も精査する必要があります。

持分の払戻額の算定方法は、実際に払戻しを行う場面においては勿論のこと、持分によるリスクや持分なし医療法人への移行を検討する場面等においても非常に重要な意味を持ちますので、十分に検討する必要があります。

（※1） 判決の射程

最一小判平22.4.8は、その判決理由中で、「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる」との定款規定を解釈するに際して、解散時の残余財産の分配に関する規定中にあった「払込出資額に応じて」という文言との対照を行っています。

このような判断態様に鑑みると、解散時の残余財産の分配に関する規定の内容等が上記最高裁判決の事例とは全く異なる定款については、同判決のロジックが当てはまらない（同判決の射程が及ばない）との解釈が成り立つ可能性もあると考えられます。

（※2） 権利濫用法理

最一小判平22.4.8は、「出資金返還請求権の額、被上告人（注：対象医療法人）が過去に和議開始の申立てをしてその後再建されたなどの被上告人の財産の変動経緯とその過程においてC（注：出資者）らの果たした役割、被上告人の公益性・公共性の観点等に照らすと、上告人（注：Cの子）の請求は権利の濫用に当たり許されないことがあり得るといふべきである」と判示しています。

このような権利濫用法理は、基本的には、裁判所が個別事案における妥当な解決を図るために用いる法理ですので、その適用の有無を事前に判断することは困難ですが、例えば、「当該医療法人が過去において債務超過かそれに近い状態に陥り、後に関係者の努力により再建されて現在の資産状態が形成され、その資産形成には当該社員が貢献していないというような事案」（宮川光治裁判官の補足意見参照）においては、専門家の助力を得て具体的に検討する必要があると思われま

(※3) 裁判例

最一小判平22.4.8後に出された裁判例の一つとして、東京地裁平成26年1月15日判決が参考になると思われます。

(※4) 相殺

医療法人が持分権者に対して何らかの債権（例：貸金返還請求権、不当利得返還請求権、損害賠償請求権）を有する場合は、持分払戻請求権に対する相殺を検討することになります。

相殺を行う場合は、当然ながら、法的に有効な形で実行しなければなりませんので、単なる会計上の処理だけで済ませることがないように注意する必要があります。

4 払戻しに伴う課税関係

持分の払戻額から当該持分に係る払込出資額を差し引いた金額は配当所得の金額とされ、払戻しを行う医療法人は、かかる配当所得の20.42%（復興特別所得税含む。）相当額を源泉所得税として納付しなければなりません。

また、持分の払戻しを受けた者は、上記の配当所得の金額につき、他の所得と合算して確定申告を行う必要があります。

なお、持分あり医療法人の設立後に追加出資や持分の払戻しが行われて出資総額の増減が生じた場合は、その後における持分の払戻しの際に一部譲渡所得が生じることもあります。

第3節 持分の相続

1 権利形態の変換

定款中に改正前モデル定款第9条と同趣旨の規定が存在する医療法人において、持分を有する社員が死亡により社員資格を喪失した場合、当該社員が有していた持分は、具体的な金銭請求権たる持分払戻請求権に変換し（最一小判平22.4.8の金築誠志裁判官の補足意見参照）、この持分払戻請求権が当該社員の相続人に相続されると解されます。

一般に、持分の相続という言い方をよくしますが、厳密に見ると、相続されるのは、持分ではなく、その払戻請求権であるということになります。この解釈は、相続人が当該医療法人の社員である場合も異ならないと考えられますので、注意が必要です。

2 相続税

持分（厳密に言うと持分払戻請求権）については、財産価値を有するものとして、相続税の課税財産に含めることとされています。

医療法人の財産状況等によっては、持分の相続財産としての評価額が巨額に上る可能性もあり、そのような場合には、医療法人の円滑な事業承継が阻害されることにもなりかねません。

第2部 持分リスクの基本構造

第1節 財務諸表の基本構造

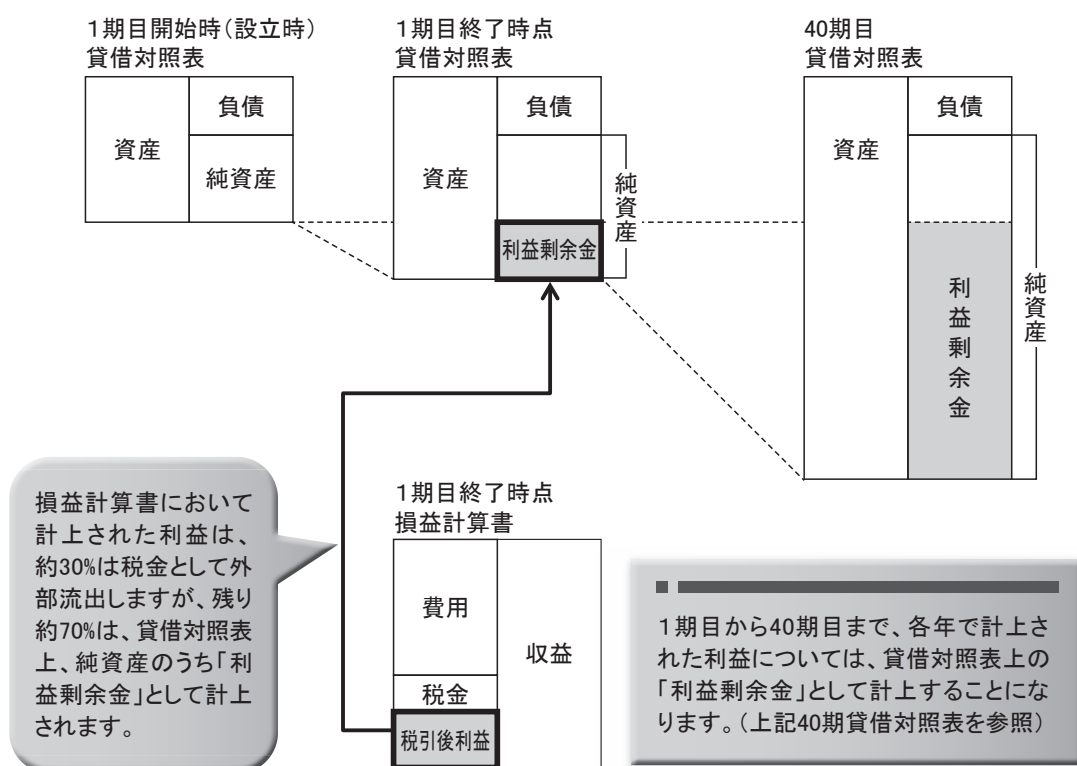
1 貸借対照表と損益計算書の関係（純資産が増える仕組み）

持分は、貸借対照表のうち純資産の部に対応します。この純資産が増えることにより「出資額に応じた持分」も増えることになります。

以下の簡単な図解で純資産が増える仕組みを確認してみましょう。

《ポイント》

利益が出ることにより、貸借対照表上、純資産も増える。



※ このように、純資産は、利益が出ることにより増加していきます。そのため、対応する持分も増加することになるのです。

2 注意を払うべき状況にある医療法人の典型例 ここで、注意を払うべき医療法人の貸借対照表の事例を示します。

ケーススタディの要点

★1 黒字が続くと利益が利益剰余金として累積するため、持分評価額が増加する。医療法人は配当ができないため、利益剰余金が累積しやすい。

★2 病院の敷地が自己所有の場合、その評価額は取得価額(帳簿価額)と大きく異なる可能性があり、持分評価額に大きな影響を及ぼすこともあるので注意が必要です。

<特徴点>

- ① 黒字が続く利益剰余金が蓄積されている。
- ② 設備投資が多いため現預金が少なく、固定資産が多い。

<前提条件>

- ① 設立から40期目の現在まで、毎期50,000千円の税引前当期純利益を計上している。
- ② 法人税等は簡便的に税率30%で計算する。
- ③ 毎期35,000千円の税引後当期純利益は借入の返済に充当し、借入弁済後は設備投資の資金としている。
- ④ 40期目に土地及び建物の時価評価を不動産鑑定士に依頼したところ、評価額は土地600,000千円(※1)、建物580,000千円と算定された。
- ⑤ 持分評価においては、時価純資産価額に基づき不動産鑑定士の評価額を用いる。

開始B/S (設立時)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	30,000	I 流動負債	100,000
現金及び預金	30,000	買掛金	0
事業未収入金	0	未払金	0
棚卸資産	0	短期借入金	100,000
その他流動資産	0		
II 固定資産	800,000	II 固定負債	700,000
有形固定資産	800,000	長期借入金	700,000
建物	350,000	負債合計	800,000
医療用器具備品	50,000	純資産の部	
土地	400,000	科目	金額
		I 資本金	30,000
2. 無形固定資産	0	II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	0
3. その他の資産	0	IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	30,000
資産合計	830,000	負債・純資産合計	830,000

40期目B/S

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	815,000	I 流動負債	380,000
現金及び預金(※2)	295,000	買掛金	190,000
事業未収入金	440,000	未払金	90,000
棚卸資産	30,000	短期借入金	100,000
その他流動資産	50,000		
II 固定資産	1,255,000	II 固定負債	260,000
有形固定資産	1,200,000	長期借入金	260,000
建物	610,000	負債合計	640,000
医療用器具備品	90,000	純資産の部	
土地	500,000	科目	金額
		I 資本金	30,000
2. 無形固定資産	20,000	II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	1,400,000
3. その他の資産	35,000	IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	1,430,000
資産合計	2,070,000	負債・純資産合計	2,070,000

持分評価後 (時価純資産価額)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	815,000	I 流動負債	380,000
現金及び預金	295,000	買掛金	190,000
事業未収入金	440,000	未払金	90,000
棚卸資産	30,000	短期借入金	100,000
その他流動資産	50,000		
II 固定資産	1,325,000	II 固定負債	260,000
有形固定資産	1,270,000	長期借入金	260,000
建物	580,000	負債合計	640,000
医療用器具備品	90,000	純資産の部	
土地(※1)	600,000	科目	金額
		I 資本金	30,000
2. 無形固定資産	20,000	II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	1,400,000
3. その他の資産	35,000	IV 評価・換算差額等	70,000
		純資産合計	1,500,000
資産合計	2,140,000	負債・純資産合計	2,140,000

50,000 × 70% × 40年

持分評価額が約50倍に

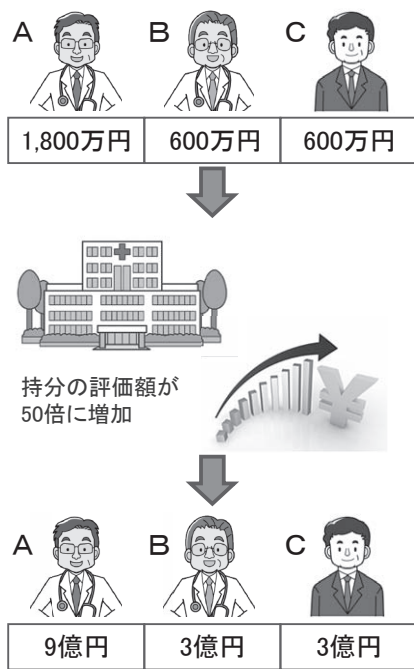
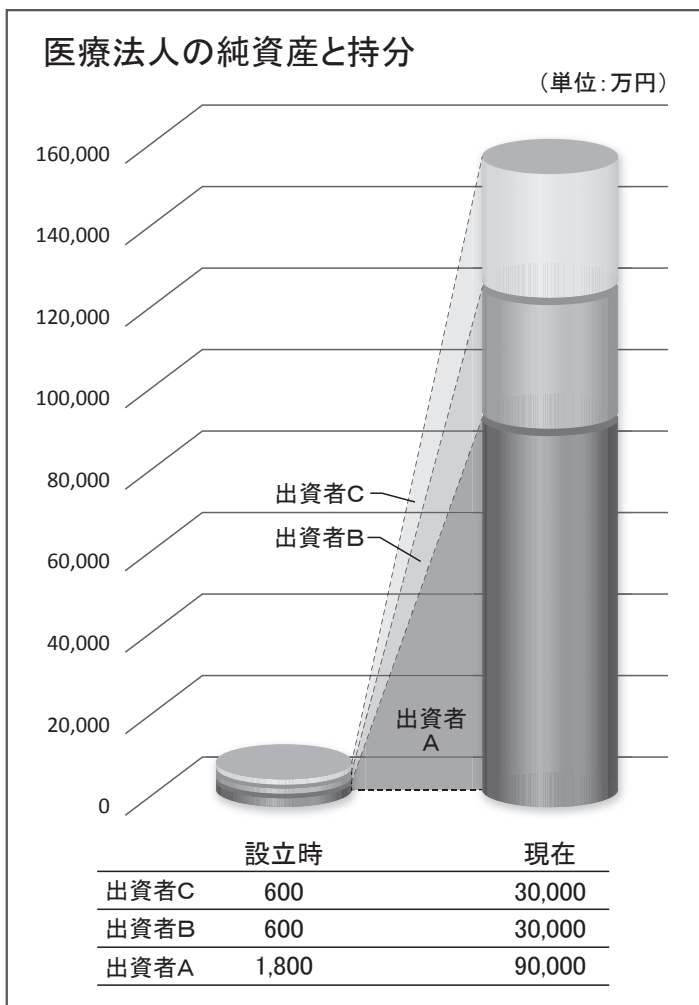
土地(600,000 - 500,000)
+ 建物(580,000 - 610,000)

(出資の評価)
= (資産 - 負債) ÷ (資本金)
= (2,140,000 - 640,000) ÷ 30,000
= 50 倍

つまり、持分評価額が約50倍まで高騰している

補足 ※1 当ケーススタディでは、土地の評価において含み益が生じているが、含み損が生じる可能性もある。
※2 減価償却費は支出を伴わない費用であることから、減価償却費相当分の資金が法人内部に留保される。

3 純資産が増えた場合に持分の評価額が増加する仕組みをイメージ図で示します。



第2節 持分の直接的な影響と間接的な影響

1 直接的な影響：持分の払戻請求権の存在

前節3の事例において、持分を有する社員Aは、退社時に医療法人に対して自己の持分に相当する財産の払戻しを求めることができます。その場合、医療法人に9億円の支払いが生じます。



2 間接的な影響：相続税、贈与税による影響

持分を相続したことによる多額の相続税の納税もしくは回避のため、払戻請求権の行使もしくは持分の放棄が行われます。

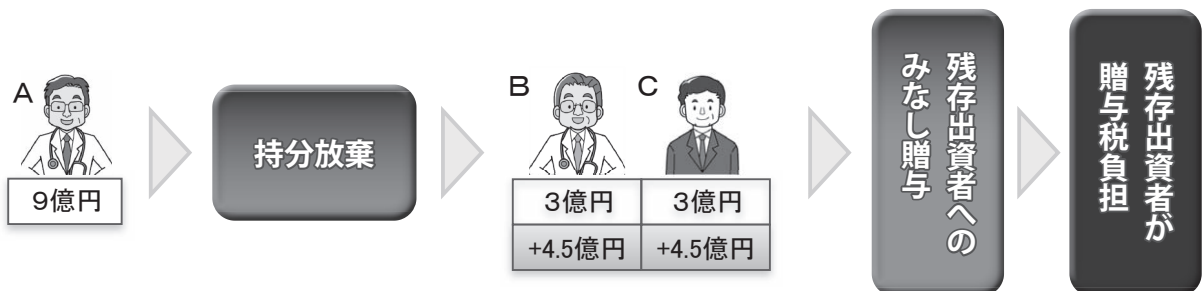
ア 出資者Aが死亡し、相続が開始した場合

相続人による払戻請求が考えられ、「1 直接的な影響」につながります。



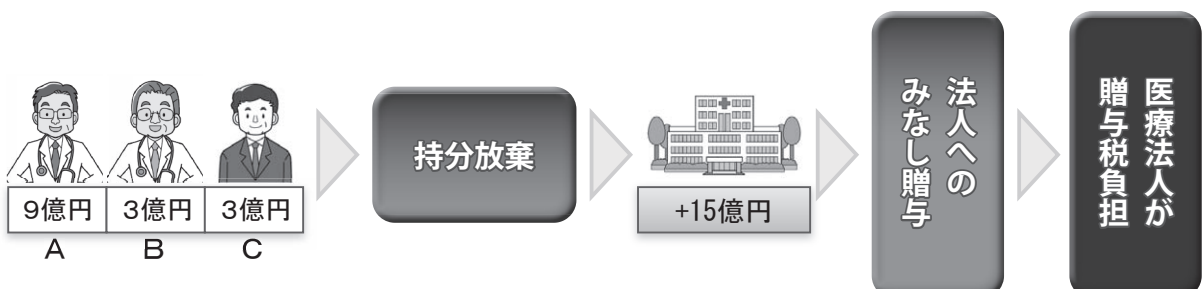
イ 出資者Aが持分を放棄した場合

残存出資者に贈与税課税のリスクが発生します。



ウ すべての出資者が持分を放棄した場合

医療法人に贈与があったとみなされ、一定の要件を満たさなければ医療法人が贈与税を支払うことになります。



出資者が持分を放棄するタイミング

2のイで示したとおり、出資者Aのみが持分を放棄した場合には、他の持分放棄していない出資者B、Cにみなし贈与税が課税される可能性があります。同様の問題が、持分なし医療法人への移行に際しても生じます。すなわち、移行に向けて、ある出資者の持分放棄が完了した時点で、他に出資者が残存している場合には、この残存出資者へみなし贈与税が課税されてしまいます。そのような問題を回避するためには、出資者が一斉で放棄をするか、又は全ての出資者について持分放棄の効力発生時点を「持分なし医療法人への移行に係る定款変更についての都道府県の認可のあった日」と統一しておく等して、一斉放棄となるような工夫をすることが望まれます（P49 書式例「6 放棄日」参照）。

なお、国から移行計画の認定を受けた場合においては、このみなし贈与税が猶予（持分なし医療法人へ移行完了の際には猶予税額が免除）されることとなります（詳細はP59～）。

※ 出資者が一斉に持分を放棄した場合の課税関係については、厚生労働省「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q&A）」（平成26年1月23日事務連絡）のQ1を参照ください（P179～）。

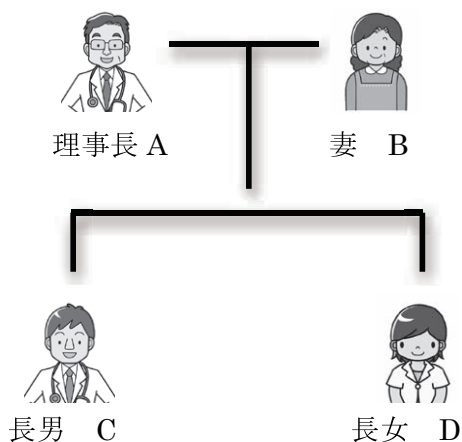
第3部 持分払戻請求のケーススタディ

ある医療法人の事例を使って持分の払戻請求権が行使された場合の影響度を見てみましょう。

【事例法人の概要】

A病院を経営する医療法人の理事長であるA氏には、妻Bと子供2人(C, D)がいます。医療法人の社員は、A, B, C, Dであり、そのうちAが18,000千円、C, Dがそれぞれ6,000千円の出資をしています。長男Cは医師としてA病院に勤務しており、事業を承継する予定です。長女Dは、病院経営には全く関与していません。

(1) 家族構成



(2) 出資者及び出資割合

出資者	出資額	出資割合
理事長 A	18,000 千円	60%
長男 C	6,000 千円	20%
長女 D	6,000 千円	20%

【持分の払戻請求権行使による持分払戻額算定に用いる計算例】

ある時、長女Dは、今後病院経営に関与しないことなどを理由として退社を申し出、払戻請求権を行使することとなりました。

この時、長女Dに対する持分払戻額はいくらになるのでしょうか。持分払戻額を算定する方法には、主に以下の3つの方法があります。それらを使って算出して、比較してみましょう。

- (1) 相続税法上の財産評価基本通達に基づく類似業種比準価額
(以下、「類似業種比準価額」という。)
- (2) 相続税法上の財産評価基本通達に基づく純資産価額
(以下、「純資産価額」という。)
- (3) 時価純資産価額

なお、払戻請求時の直近の貸借対照表は以下の通りです。

貸借対照表 単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	815,000	I 流動負債	380,000
現金及び預金	295,000	買掛金	190,000
事前未収入金	440,000	未払金	90,000
棚卸資産	30,000	その他流動負債	100,000
その他流動資産	50,000	II 固定負債	260,000
II 固定資産	1,255,000	長期借入金	260,000
1. 有形固定資産	1,200,000	負債合計	640,000
建物	610,000	純資産の部	
医療用器具備品	90,000	科目	金額
土地	500,000	I 資本金	30,000
2. 無形固定資産	20,000	II 資本剰余金	0
3. その他の資産	35,000	III 利益剰余金	1,400,000
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	1,430,000
資産合計	2,070,000	負債・純資産合計	2,070,000

- ・この医療法人A病院は、従業員100人以上の病院です。
- ・便宜上、貸倒引当金の計上等は考慮していません。
- ・純資産価額の場合、特段に劣化しているなど特別の事情がない場合、基本通達に定める方法、例えば土地であれば路線価に基づく方法や建物であれば固定資産税評価額などを利用して評価をしないこととなります。
- ・時価純資産価額の場合、土地や建物については不動産鑑定士の評価等により、その他の資産も時価により評価しないこととなります。例えばこの事例では、土地は6億円（1億円の評価増）、建物は5億8千万円（3千万円の評価減）となり、純資産の合計額は15億円となります（P29参照）。

評価方法	長女Dへの払戻額	出資50円当たりの評価額	(参考)算式 ※通常はこのような方法で計算が行われます。
類似業種比準価額	1億4,784万円	1,232円	出資50円当たりの評価＝①×(③/②×3+⑤/④)÷4×0.7 ① 類似業種の出資50円当たりの株価 ② 類似業種の出資50円当たりの年利益金額 ③ 当該法人の出資50円当たりの年利益金額 ④ 類似業種の出資50円当たりの純資産価額 ⑤ 当該法人の出資50円当たりの純資産価額
純資産価額	2億9,256万円	2,438円	出資50円当たりの評価＝④÷(資本金の額÷50円) ① 財産評価基本通達に基づく評価後の純資産額 ② 簿価純資産額 ③ (①-②)×40% (注)平成26年4月1日以降 ④ ①-③
時価純資産価額	3億円	2,500円	出資50円当たりの評価＝時価純資産額÷(資本金の額÷50円)

- ※ 当該医療法人の出資一口50円を額面とする。
- ※ 類似業種比準価額で用いる各数値は、国税庁より公表される数値を使います。ここでは、平成26年12月公表分を使用。(業種目は「その他の産業」業種目番号121)
- ※ この事例では、類似業種比準価額方式が最も低い金額となっていますが、土地や建物などの評価や利益水準によって検証結果は異なります。

今回の事例では3つの方法のうち、類似業種比準価額が最も低い払戻額となりますが、この方法は一般に相続税あるいは贈与税の税額計算に利用する方式の1つです。持分の払戻請求権が行使された場合には、さまざまな計算方法を参考にし、残存出資者に贈与税課税がなされないようにすることが肝要です。

【払戻しを行った場合の残存出資者等に対する贈与税の課税関係】

前述した「類似業種比準価額」による計算も、「純資産価額」による計算も、「時価純資産価額」による計算も、それらに沿って計算されていれば、残存出資者への課税関係は生じません。ところが、これらの方法によらずに、上記各計算よりも低い価額で払戻すと、残った社員、すなわち残存出資者への適正な価格との差額に対する「贈与税」の課税が生じる場合があります。

逆に高い価額で払戻しを行うと、別途課税関係が生じる場合があります。また、この場合には、法 54 条の剰余金の配当禁止規定に抵触する可能性もあるので注意が必要です。

【持分の払戻しを受けた長女Dの所得税の課税関係】

仮に、持分の評価額を最も低い金額である類似業種比準価額とした場合、払戻金額は1億4,784万円です。このときの課税関係を見てみましょう。

1億4,784万円の取得価額（取得資本等金額）は600万円となります。従って、1億4,784万円－600万円＝1億4,184万円が「配当所得」となり、他の所得と合算して確定申告をしなければなりません。

医療法人側は、配当所得の20.42%（復興特別所得税含む。）の源泉徴収を行ってから、その残額を支払うこととなります。つまり、約2,897万円（1億4,184万円×20.42%）を源泉徴収し、翌月10日までに所轄税務署へ納付します（納期の特例の適用はできません。）。そして、その払戻しを受けた長女Dには、その額を差し引いた手取り約1億1,887万円を支払います。

なお、法人側で源泉徴収された税額については、個人の確定申告の際に控除できます。

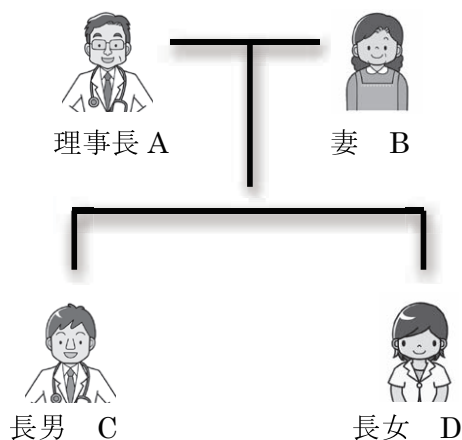
第4部 相続開始時のケーススタディ

出資者の相続も医療法人の経営危機を招く場合があります。すなわち、その持分は相続税の課税対象となり、相続税の納税が生じます。

前述の事例を参考に、出資者について相続が開始した場合（理事長Aが亡くなった場合）、法定相続人がどのくらいの相続税を支払わなければならないか、見ていくことにしましょう。

【理事長Aの相続が開始された場合】

(1) 家族構成



(2) 出資者及び出資割合

出資者	出資額	出資割合
理事長 A	18,000 千円	60%
長男 C	6,000 千円	20%
長女 D	6,000 千円	20%

(3) 相続税額算定一覧表

科目		金額	内訳等
財産総額		5 億 7,852 万円	持分 ^(※) 4 億 4,352 万円
			死亡保険金 1 億円 (法定相続人1人当たり500万円の 非課税枠がある。)
			その他の財産 5,000 万円
葬儀費用等債務控除		200 万円	
課税対象相続財産額		5 億 7,652 万円	
基礎控除額		4,800 万円	3,000 万円 + 600 万円 × 3 人
課税遺産総額		5 億 2,852 万円	
各人別の 法定相続分	妻 B	2 億 6,426 万円	5 億 2,852 万円 × 1/2
	長男 C, 長女 D	1 億 3,213 万円	2 億 6,426 万円 × 1/2
相続税額	妻 B	9,191 万 7 千円	2 億 6,426 万円 × 45% - 2,700 万円
	長男 C, 長女 D	3,585 万 2 千円	1 億 3,213 万円 × 40% - 1,700 万円
	相続税総額	1 億 6,362 万 1 千円	9,191 万 7 千円 + 3,585 万 2 千円 × 2

※ 持分は、理事長Aの出資額に相当する額であり、評価額は類似業種比準価額により評価したものです。4億4,352万円 = (出資50円当たり金額) 1,232円 × (18,000千円 ÷ 50円)。

※ 実際の相続税納付額算定にあたっては、「配偶者に対する税額の軽減」などの相続税額の諸控除もあります。

上記の一覧表で示した相続税額の算定においては、納税原資として死亡保険金1億円がありますが、残りの納税額を賄うために、持分の払戻請求がなされることも考えられます。相続が開始した場合においても、持分によるリスクの大きさが見て取れるかと思えます。

一定の要件を満たした生命保険金は、相続税の非課税枠があり原則受取人の固有の財産となる等納税資金の確保には有効ですが、持分評価額が多額である場合には不十分であることが多く、抜本的な解決には至りません。